

2014.09.30 : 平成 26 年 第 3 回定例会 (第 6 日) 本文

8 番(岡部宏章君) 議案第 89 号、平成 25 年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党国分寺市議団を代表しまして、反対の立場で討論いたします。

(~ 中略 ~)

最後に、毎年秋に実施される国分寺まつりに特定の団体が政治的意味合いがあると認められるなどとして出店拒否を受けている問題は、自治基本条例にうたわれている参加と協働の精神に反するとともに、憲法で保障されている思想・信条の自由、表現の自由をも犯すものであり、決して許されるものではありません。市は実行委員会が決めたこととして、みずからの責任を覆い隠そうとしてきました。しかし、決算審査の中では、市が実行委員会の事務局の立場として、市議会で出された意見を実行委員会に伝える際に、政治的な団体の参加はふさわしくないといった一方の見解のみを伝えていたことを市は認めました。これでは、もともと実行委員会は正しい判断を行うことは到底できなかったということであり、市による明らかなミスリードと言うべきです。

市がことし 3 月の予算特別委員会で作成するとしていたガイドラインについては、他市の事例も調べた結果、適当な前例はなかったということで、このことはそもそも思想・信条によって選別するような行為は自治体が行うべきものではなく、不可能でもあることを示すものにほかなりません。これらの問題が明らかであるにもかかわらず、補助金を交付する際に条件をつけることの検討を行い、市の考え方をまとめたとした、昨年 11 月の総務委員会の副市長答弁から方針は変えていないとの答弁が改めてなされたことは重大です。市はみずからがとった行動は誤ったものであり、是正するということを全市民に向けて表明した上で、出店拒否を受けた団体については、来年からの検討事項としてではなく、ことしもこれらの団体が、これまでどおり出店できるよう、実行委員会に再検討を申し入れるべきです。

2014.09.24 : 平成 26 年 決算特別委員会 (第 2 日) 本文

幸野委員 国分寺まつりの問題についてお伺いさせていただきたいと思います。この問題については一定、一般質問及び総務委員会でも質疑がされているのですが、ただ私は市の答弁を伺っていて、説明責任を果たされていないのではないのかなと考えています。聞いていることに対して、実行委員会が決めたことだ、実行委員会が決めたことだと答弁されているのですが、実際問題、昨年 11 月の総務委員会、またことし 3 月の予算特別委員会での市の答弁はそういうレベルの話ではないのです。実行委員会に対して市として働きかけを行っていくという答弁がされているわけですから、ここについての矛盾というのは、市民も我々委員も聞いていてよくわからないのです。一体事実としてどういう経過をたどってこういうことになっているのかということについて、ここは自治基本条例の立場に立って説明責任を果たすという市の姿勢をまず示していただきたいと思うのですが、昨年から出店要項がことしに変わって、政治的な意味合いがあるものについては出店できないという形に変わったことについて、市として議会での議論の答弁なども行った上で、どういう対応を行ってきたのかということについて事実を答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

釜我委員長 この答弁はどちらがされますか。文化と人権課長ですか。

増田文化と人権課長 国分寺まつり出店要項につきましては、昨年 11 月の総務委員会の御意見を受けまして第 30 回の第 3 回役員会で、そのような御議論があったと、御意見があったというお話をお伝えしております。それをもって第 30 回国分寺まつり第 3 回役員会において、それは懸案事項として次年度の実行委員会、役員会に申し送るという形になりましたので、第 31 回国分寺まつり第 1 回役員会におきまして、同様に 11 月の総務委員会での御意見をお伝えしたところでございます。

幸野委員 では、少し具体的に。そういった答弁にずっと終始されているのですけれども、第 1 回の実行委員会で、課長は事務局として出席されているのですが、具体的に何を市としてお伝えしているのですか。私は議事録も、総務委員会でも岡部委員が求めたと思うのですが、本決算特別委員会でも資料請求はしているのですが、実行委員会の所有物というのか実行委員会に属する文書だからということを出されていないわけですが、市の事務として市がその場で一体どういう発言をされたのか、それは教えていただけますか。

増田文化と人権課長 引き継ぎ事項としまして、第 30 回国分寺まつりに政治的な意味合いを持つ意見を主張する団体が出店やイベントの参加をしていたという議会から御意見がありました。そのような団体の参加を認めると反対の主張をする団体の参加を認めざるを得なくなることとなり、市民が楽しむお祭りが政治的な意見の主張の競り合いの場になりかねないのではないかとという意見があったということをお伝えしております。

幸野委員 それだけですか、それ以外は何も言っていないですか。

増田文化と人権課長 以上です。

幸野委員 という意見をこの第31回、今年度の実行委員会で事務局として、議会の中で、昨年11月の総務委員会でそういう意見があったということをお伝えした上で、そのことを含めて出店要項を考えたらいかがかという発言をされたという理解でいいですか。それ以外には発言されていないということでもいいですか。

まずその点において、その伝え方というのは適切なのでしょうか。確かに昨年の総務委員会でそういう意見があったというのは事実です。しかし一方で、ほかの委員の方からこれは慎重にやるべきだという意見が出ていました。さらに言えば、ことしの予算特別委員会においても、そういう今課長が御紹介されたような意見を持った議員の方もいましたけれども、そうではない意見、私は明確に違う意見を述べています。そのことについてお伝えしていないということは、議会でどういう意見があったかということ伝える際において適切だったと思いますか。

増田文化と人権課長 そのような意味でいえば正確性に欠けていたかもしれません。

幸野委員 そうですね。それで、そういう市の事務局として議会の意見をお伝えするという、ここは重要な場面です。議会の意見というのはさまざまあるのです。さまざまあって、現実にそうではない意見というのが出ている中でそのことをお伝えしないということは、明らかに情報をお伝えするという市の役割において、今課長がおっしゃったように適切ではなかったわけです。これはどうされますか。その適切でない情報の伝達によってこういう結論になっている可能性は十分にあると思うのです。なぜなら、これは補助金が支出されている団体です。その補助金の支出を最終的に決定する議決機関は議会なのです。提案するのが市ですけれども、それを決定する、ある意味では権力を持っている議会の意見を、複数出ているのに一方の意見しかお伝えしないということになれば、実行委員会の方は補助金の支出を議会に認めてもらわなければいけないという形になっていくわけです。だからこれはまずいのではないですか。一方の意見しかお伝えしていないでこういう結論になって、既にもう実行委員会が決めたことだみたいに、市は別の機関が決めたことだからという話で済む問題ではないのではないですか、今の課長の答弁に照らせば。

樋口副市長、いかがですか。副市長も11月の総務委員会で答弁されているけれども、慎重にやると言った……。

釜我委員長 幸野委員、この件につきましては、総務委員会で同様の議論がありまして、樋口副市長から一定の集約した答弁がなされておりますので、ここで樋口副市長から答弁をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

幸野委員 委員長、いいですか。

釜我委員長 どうぞ。

幸野委員 私も総務委員会での意見を伺っていたのですが、多分それは今後のことだということなのだろうと思うのです。私がお伺いしているのは、既にもう決定されてしまっているのですけれども、その決定過程においてそういう意見がきちんと公平に実行委員会にお伝えされたのかということで、そのことについては多分総務委員会では議論されていないと思うのです。ですので、そこについて……。

釜我委員長 その点も含めて答弁をいただきたいと思います。

幸野委員 はい。

樋口副市長 この件については何回か御説明を申し上げますけれども、昨年11月の総務委員会でやりとりした中身については、基本的には私が答弁しております。答弁の趣旨は、国分寺まつりの実行委員会には従来から市の補助金を出しています。この補助金の性格というのは地方自治法の補助または寄附という規定がありますが、公益性がある場合において補助することができるということの趣旨を踏まえて、公益性を担保するような内容の企画であれば補助金の交付については適正、適法であろうという趣旨の答弁を申し上げたつもりです。したがってこれは市全体の市民の税金を1団体に交付するわけですから、当然これは公益性を担保するものでなければならないというのが前提です。慎重に扱うべきだという意見もございました。これは微妙な問題もあるので、私も慎重に対応したいということと、当初予算で計上するときに一定の考え方をもちながら予算編成に臨みたいという趣旨の答弁をいたしました。これは担当レベルでも総務委員会の中身については実行委員会、つまり平成25年度の実行委員会にお伝えしてほしいと、やりとりについてはそういう指示をいたしました。その上で予算編成の段階においては担当レベルの協議の中で、これは実行委員会から申請があり、予算計上するに当たって公益性が担保される中身であれば当然予算計上していこうという考え方をもちました。その前提の裏づけになるのは平成25年度の実行委員会で議論されたことを平成26年度の実行委員会に申し送り事項として申し送るということをお伝えしましたので、これについては一定の対応が図られるだろうという想定のもとに予算計上をいたしました。平成26年度に入ってから、その申し送り事項を平成26年度の新たな実行委員会が前年度の実行委員会の意向を踏まえて決定した中身ということですので、その実行委員会の開催後に国分寺市は補助金の交付決定を行ったというのが経過でございます。

先ほどの担当課長の答弁でありますけれども、これは国分寺市が平成25年度の実行委員会に担当レベルとして総務委員会ではこういう議論がありましたということをお伝えして、実行委員会の皆様が独自の情報を持っていますから、そのことも踏まえて申し送り事項にし

たと思います。そういった経過も聞いておりますので、そのことが平成26年度の実行委員会の決定に反映されていると考えています。

幸野委員 そうすると、私の手元に議事録がないのでお聞きするしかないのだけれども、平成25年度の第3回の実行委員会、多分反省会というか総括の場になっているのだろうと思うのですけれども、そこでは課長はどういう説明をされているのですか。その議会の対応のことです。

増田文化と人権課長 先ほど申し上げましたように、内容については第30回国分寺まつり実行委員会第3回役員会において、11月の御意見の御説明を差し上げました。その中で、それをもって第31回国分寺まつり第1回役員会に申し送り事項とするという形ですので、総務委員会の内容についての御説明は同様でございます。

幸野委員 同様というのは、賛否両論あったけれども片方の意見しかお伝えしなかったということですね。そういうことですね。つまり慎重にやるべきだという意見も出ているということは伝えなかったということでしょう。だからそれがどうなのかということなのです。そのことが平成25年度から平成26年度の申し送り事項になってしまっているわけです。そこに対して一方の意見しか議会に出ていないようなお伝え方をすることは、市の役割としてはミスリードだったのではないのかということなのです。議会の中でいろいろとそういう慎重な意見もあるべきだということが加わっているか、加わっていないかで全然違うのです。実際に言っているのだからそのことをお伝えしなければいけないわけではないですか。それが伝えられていなかった申し送り事項というのが果たしてフェアなのかということなのです。議会というまさに最終的に補助金を決定する機関が、補助金を支出するかどうかを議決する機関の意見をお伝えする、補助金団体の実行委員会に対して、これは私はフェアではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

釜我委員長 御答弁はどちらがなさいますか。公正さに欠けるとの御指摘であります。御答弁をお願いします。時間がどんどんなくなっていますので、御答弁について、もし答弁に調整の必要があるのならばそのように言ってください。時間ばかりたちますから。

水越市民生活部長 答弁について調整させていただきたいので、その件について少しお時間をいただきたいと思います。

釜我委員長 それでは、暫時休憩します。

午後 8時11分休憩

午後 8時23分再開

釜我委員長 それでは、委員会を再開いたします。

増田文化と人権課長 第30回の国分寺まつりの第3回役員会、反省会でございますが、それにおいて私が役員の皆様にお伝えしたことにつきましては、11月の総務委員会で話し合いになられた委員の皆さんの御意見の大半の部分を占めていたところをお伝えしたという形でございます。補助金の使い道について慎重にという部分では、それとは別に考えておりまして、議論の大半を占めた部分についてお伝えしたという形でございます。

幸野委員 議論の大半を占めたというのはどういうことですか。

増田文化と人権課長 先ほども言いましたけれども、政治的な意味合いを持つ主張の出店があるとその反対側の出店もあるやもしれないというところがございますので、その部分についてお伝えし、実行委員会や役員会において検討していただくことといたしました。その中で、先ほど樋口副市長も申し上げましたように実行委員、役員、それぞれの情報もあったというところで総合的に判断されたと考えております。

幸野委員 実行委員の方々がそれぞれ意見を持っているというのは事実だと思うのです。多角的な判断をしたいと思っているのだらうと思うのです。そこに対する例えば市としての考え方、あるいは議会で出ている意見というのをどうお伝えするのかというのは非常に大事なのだらうと思うのです。すなわち補助金がかかっているということ、議会でもそういう議論になっているわけですから、議会で議論されているということは、議員として補助金問題でいろいろ意見があるよということを言っているわけです。そのことについて、大半の方の意見だからということで片方の意見しかお伝えしないということが果たしてフェアなのかということをお伺いしているのです。実行委員会が多角的な判断をするに当たってその判断材料となる情報が、果たして国分寺まつり実行委員会が補助金を受けながら来年度開催できるのかどうかという判断に立ったときに、議会の意見はこの意見が大半でしたということだけをお伝えされた実行委員会の方々はどう思うかということなのです。その点で大半の意見だからといって、別の意見が出ているのに、議会からの委員会ではほかの意見が出ているのにそのことをお伝えしなかったというのはミスリードではないのかと。それは公平公正な判断を実行委員会として、公益性を担保するための団体の判断として公平な判断ができたのかということをお伺いしているのです。

増田文化と人権課長 担当としまして総務委員会に出席しておりまして、その中でありました御意見についてお伝えしたということでございます。

幸野委員 公平ではないですね、明らかに、そのことでいえば。だって別の意見が出ているのにお伝えしないわけですから。議会でこういう意見があったとなれば、議会としてそういう方向になっているのだなと、私はなると思います。

それでお話を変えますが、3月の予算特別委員会においてガイドラインを示されると文化と人権課長は答弁されていましたが、それは資料請求したのですけれども出ていないのですが、それはどうなっていますか。

増田文化と人権課長 ガイドラインを示してほしいというのは、反省会の時点でそのお話を伝えたときに一定話が出ましたが、結果的にいろいろ他市の状況とかも調べてみましたが、最終的にはガイドラインは作成しておりません。

幸野委員 ガイドラインを作成されないで、どうされたのですか。

増田文化と人権課長 ガイドラインをつくっていませんので、第1回の役員会において検討等をしていただきました。

釜我委員長 もう少し答弁をはっきり言ってください。

増田文化と人権課長 第31回の国分寺まつりの第1回の役員会の中で検討していただきました。

釜我委員長 検討していただきました、ですか。そういうことです。

幸野委員 その点で、議会での答弁ですから、ガイドラインをまずは事務局で用意してお示しするのだとおっしゃっています。申し送り事項があって、それとあわせて事務局がガイドラインを用意していくとおっしゃった、議会の答弁です。これは予算特別委員会での答弁ですから、当然予算を議決する上での判断になっているわけです。これはなぜガイドラインをつくらなくなったのですか。

増田文化と人権課長 資料等を集めてみたのですが、結果的に作成できなかったという形になります。

幸野委員 なぜ作成できなかったのでしょうか。

増田文化と人権課長 担当の私においてまとめ切れなかったという形になります。

幸野委員 恐らくそうだと思うのです。実際そのことについてガイドラインを示すとおっしゃっていて、私がそれは行き過ぎなのではないかという疑問をしているのです。市民祭りのあり方からして違うのではないかということ指摘して、その上でさまざまな団体から事務局は意見を聞いてほしいのだということ私を求めています。そのときに文化と人権課

長は、実行委員を含めまして団体ともお話をするような形態をとりたいと思いますと答えていらっしゃるのです。これについては、ほかの団体の方々にお話は聞かれたのでしょうか。

増田文化と人権課長 意見等をお聞きするいとまがございました。

幸野委員 それもフェアではないです。予算特別委員会の段階でガイドラインを示すのだということを約束したのだと皆さん方は答弁して、それは私は一方的にしないでほしいということを書いて、いろいろな団体から話を聞くべきだということをお伝えしているわけです。それを聞かない、聞いていないということになると、それも問題だと思うのです。

あと、ガイドラインについて名義後援などをしているのだと、そういう中から名義後援などの条件もございまして、それらのものからピックアップして幾つか基準を示していきたいとおっしゃっているのですが、先ほどガイドラインをまとめ切れなかったとおっしゃっていますけれども、多分そうだと思うのです。名義後援の基準などを見れば、政治的な意味合いのもののようには多分ならないだろうと思うのです。要綱集の第1巻の5ページの初めに名義後援などというのがあるのです。この事務取扱要綱を見ると、対象事業として第3条第2号、政治関係がかかわる問題についてこう触れているのです。政治家もしくは政治団体に対する支持または不支持になるようなもの。第3号で宗教団体または政治団体が主催するものについて名義後援しないとなっているのです。だからこれは名義後援の事務取扱要綱よりもさらに政治的意味合いのあるものという枠に踏み込んだ形になってしまっているのです。（「名義後援運用はどうなっているの、実際のところ」と発言する者あり）この第3条の第2号、第3号を含めてもまとめ切れなかったというのが実態でしょう。文化と人権課長、違いますか。

増田文化と人権課長 私がまとめ切れなかったということでございます。

幸野委員 予算特別委員会で名義後援なども見て検討していくとおっしゃっているけれども、名義後援を見ても、これはガイドラインとしてつukれないという判断になったからそうなったのでしょう。

増田文化と人権課長 最終的に……。 （「委員長」と発言する者あり）

釜我委員長 それでは、樋口副市長。

樋口副市長 今担当課長が答弁していることは、私が担当から報告を受けている中身と若干ずれがあります。自分だけで判断しているだけではなくて、いろいろな役員会で相談などを行っているという報告を受けています。これは私が担当課長からヒアリングした上で正確に答弁を申し上げたほうがいいかなと思いますので、でき得ればこの件はきょうは保留にし

ていただいて、正確な答弁を担当課長にヒアリングした上で、あしたさせていただければありがたいと思います。委員長に取り計らいをお願いできればと思います。

釜我委員長 今、樋口副市長からそのような申出がありました。幸野委員が質問者でありますけれども、相当時間御議論いただいているのですが、今樋口副市長から、聞いている報告と違う状況になっているという内部不一致です。そのことがありますので、内部不一致のまま議論を進めるのも困難なものがありますので、幸野委員の御了解をいただきまして、この答弁については明朝一番でいただくということで、きょうのところは保留にして進めてさせていただくということはどうでしょうか。

幸野委員 総務委員会的时候にも岡部委員が決算特別委員会で確認すると言っているわけですから、今の時点で内部不一致だということは私としては理解できないのですが、ただ、今そういう状況の中で質疑して事実と違うことが答弁されても困りますし、ただ重要な局面でもありますので、あしたまた一定時間をいただけるということであれば、きょうのところはやむなしとしたいと思います。

釜我委員長 明朝一番で御質問を続けたいと思います。それまでに答弁者側はしっかりと報告を受けていただいて、答弁ができるようにしておいてください。よろしいでしょうか。

それでは、国分寺まつりの件は保留といたしまして、そのほかの御質問をお受けいたします。

2014.09.25 : 平成 26 年 決算特別委員会 (第 3 日) 本文

午前 9 時 30 分開会

釜我委員長 おはようございます。決算特別委員会を再開いたします。

釜我委員長 まず、及川委員から水の持ち込みの申し出があり、これを許可いたしました。また、先ほど傍聴者から録音の申し出があり、これを許可いたしましたので御報告いたします。

それでは、昨日の答弁保留になっておりました国分寺まつりについての行政側からの答弁をお願いいたします。

樋口副市長 おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

昨日の国分寺まつりにかかわって、ガイドラインの作成についての御質問がありました。私からこれについては整理をして、答弁をさせていただくこととお話しいたしましたので、何点かにわたって、経過について御説明申し上げたいと思います。

まず、ガイドラインの作成については、平成 26 年 1 月 31 日に開催された平成 25 年度

実行委員会において、次年度への申し送り事項として協議をされています。この実行委員会の申し送り事項の決定を受けて、実行委員会事務局の業務として、これは文化と人権課でありますけれども、ガイドラインの作成の検討に着手したということでもあります。この作業の途中経過の中で予算特別委員会が開催されて、御質問に担当課長が作成の状況をお答えしているのが経過であります。

その後、予算特別委員会の質疑を経て、いろいろなやりとりがあった上で、平成26年度予算が議決されました。ガイドラインの作成は、その後、他市の事例等を調査しながら検討を進めましたけれども、よい事例等が見つからず、いい案が作成できない状況が事務局として続いておりました。その後、平成26年度実行委員会が立ち上がり、5月21日に開催されました。実行委員会の開催に当たって、事前に担当課長が正副会長等に御相談する中で、このガイドラインについての相談をしております。

結論とすれば、事務局の案ができていないことではありますが、5月21日の実行委員会で、その内容については、検討、協議をするという方向が確認をされて、5月21日の当日を迎えているということでもあります。実際の協議、結論は、ガイドラインではなくて、出店要綱、参加要綱を改正することが実行委員会で決定されているというのが経過であります。

この実行委員会の決定は、平成25年度実行委員会からの申し送り事項だけではなくて、実行委員会メンバーそれぞれの経験とか情報によって、この情報というのは、ちょうどこの4月、5月に全国でこれに類する様々な新聞報道があり、賛否両論がマスコミにも提供されている状況がありました。そういった様々な状況を踏まえて、実行委員会で慎重に議論をして、実行委員会が主体的に判断して、出店要綱、参加要綱を改正したという経過であります。

国分寺市といたしましては、この実行委員会後に補助金の交付決定、実際には6月11日に交付決定を行っていますけれども、補助金の交付決定を行っているというのがこの間のガイドラインにかかわる経過であります。

私からは以上でございます。

釜我委員長 ほかに補足説明ございますか。ないようでしたら。

幸野委員 昨日の夜からの質疑の続きということで、ガイドラインの問題について、整理をしていただいたということでもあります。実は、私もこの点で、1点断っておかなければいけないことがあって、それは予算特別委員会での私の発言なのですが、担当課長は申し送り事項とあわせてガイドラインを示していくということを、今、樋口副市長の答弁に照らせば、平成25年1月31日の実行委員会で決定した申し送り事項にその2つを入れたと。それ以外にも多分入っているのかもしれないけれども、とりあえずその2つは入って申し送り事項にされたということだと思っておりますけれども。私は予算特別委員会で、この申し送り事項とあわせて国分寺市としてガイドラインを決定して、示していくことを言ったものですから、私はガイドラインそのものがまさに本体として、いわゆる出店要綱を変更するためのガイドラインかと思ったために、ガイドライン自体を示していくこと自体がおかしいのではないかと、これは国分寺市の立場としては行き過ぎなのではないかという質疑をさ

せていただいたのですが、その時点での私の認識というのは、申し送り事項の中に、昨日の議論にもあったように、平成25年度の実行委員会において、政治的な意味合いのある団体についての出店について検討するということが申し送り事項に既に入っていること自体がわからなかったために、そういうガイドラインの問題について、ガイドラインこそが本体かと思って、そういうふうに行き過ぎたのではないかと行ってしまったのですが、実際には、本体はもう申し送り事項でそういうことについて検討するとなっていたわけです。

その上で、このガイドラインというのは、課長の答弁に照らせば、名義後援などを勘案してつくっていくという趣旨の答弁をされているのだけれども、国分寺市として、おそらくはそういう市民団体を選別、選定していく過程のガイドラインをつくっていくという意味合いでの答弁だったということですよ。私には予算特別委員会での認識では申し送り事項の中身がわからなかったものですから、ガイドラインを示すこと自体が問題だと言ったけれども、実態は、出店要綱自体を変更するための申し送り事項は既にある、それを国分寺市の基準に照らして考えるという意味でのガイドラインを示すということだったということですよ。まず確認なのだけれども、私がそこを間違えて質疑してしまったのではないかと思うのですけれども、違いますか。

樋口副市長 幸野委員の認識がどうであったか、私が答える立場にありませんけれども、よく考えてみると、ガイドラインというのは一体何を差すのかということが曖昧になっていたような、議事録を読むと、そういう感じがいたします。これは今、幸野委員は「市として」というお言葉を使いましたけれども、国分寺市としては補助金を交付する立場ですから、補助金の交付決定に関して、どういう判断を持つかということが基本です。ガイドラインは、国分寺まつり実行委員会の事務局として実行委員会が決定する、つまり、出店要綱や参加要綱の基準をつくるというのがガイドラインのイメージだと。それは実行委員会の事務局が実行委員会で決定する原案を作成するというのがこれは基本的な役割です。そのことが予算特別委員会の中では、実行委員会の事務局なのか、国分寺市の担当課なのかということが不明確のまま、担当課長が答弁したような形跡もありますので、そこが多分、幸野委員が、御心配されるようなことにつながっているのではないかというような感じがいたします。

幸野委員 おそらくそこが非常に曖昧になっているのです。実行委員会の事務局という、完全にここは市の担当として、事務局に入っているかどうかとこのすみ分けのところははっきりしてないがゆえに、多分実行委員会の中でもはっきりしていないから申し送り事項の中にガイドラインを国分寺市として示してほしいという形になっているのだと思うのです。事務局として、市はそれを受けとめて、だから予算特別委員会で担当課長は、事務局としては受けとめているのかもしれないのだけれども、予算特別委員会での答弁では、名義後援などの要件などに照らしてガイドラインをつくっていくと言っているのです。これは明らかに市の名義後援等の基準に照らして示していくことに多分なったのだらうと思うのです。

事実については、認識について理解しました。そこが曖昧だったがゆえに、やはり国分寺市としての関与だったのか、あるいは事務局として、本当に主体的に検討されたのかという

ことについて、非常に曖昧になっていた事実が一つ明らかになったのと、もう一つは、ガイドラインをつくっていく上でも、今の副市長の答弁に照らせば、他市の事例がなくもいい案ができなかったと答弁されました。これと今の、すなわち市の名義後援等々を照らせば、政治的な意味合いのある団体について、出店を許可するか、不許可にするかという選別をするという基準自体を事務局としてガイドラインをつくれるような代物ではなかったということなのではないですか。他市の事例と国分寺市の名義後援などを照らして。これはその基準自体が非常に曖昧になってしまう。一般質問でも片畑委員等も取り上げられていましたけれども、そういうことになってしまったということなのですよ。

樋口副市長 この点については、ガイドラインの性格ですけれども、他市の事例というのは、いわゆる市民まつりと称するもの、市全体あるいは町村も含めて、いろいろなお祭りをやっていますけれども、その形態というのは、直接自治体が主催をする場合もありますし、実行委員会形式のものもあります。そういったイベントに対してのガイドラインといったものを担当が調査した結果、いい事例がない。つまり、そういったガイドライン的なものがなくて、他人に迷惑をかけるような出店は御遠慮いただきますとかいう一般的なものの事例しか集まらなかったという報告を受けています。だから、そういう意味で、名義後援の要綱等とはまた性格が異なるもの。これはもう明らかに市が名義後援をするかどうかという基準ですから、それとは異なる性格を持つガイドラインだということがあって、担当もなかなか実行委員会に示すような原案が事務局としてできなかった。こういう経過だと思います。

幸野委員 そういうことですよ。だから、すなわち予算特別委員会での課長の答弁自体が問題だったし、名義後援などを勘案してやるということ自体が全然性格が違うものだということが1点と、さらに言えば、ほかの自治体でもこういう実行委員会主体のお祭りについて、そういう基準をどうやってつくっているかということについても参考になるものがなかった。つまり、政治的な意味合いのある団体について、出店を許可する、不許可にするという選別をする基準がなかったということだろうと思うのです。

そうであれば、国分寺市の立場というのは、では一体どこに。事務局として、先ほど曖昧だという部分もあったけれども、市の考え方は一体どこに、問題について、事務局として果たすべき役割があったのかという点においていえば、私はやはり自治基本条例の立場なのだろうと思うのです。ここでは参加と協働、情報公開ということが言われていますが、参加の権利という点で、国分寺市の自治基本条例には何と書いてあるかということです。

ここに自治基本条例の逐条解説がありますけれども、21ページに第3章、参加と協働、第4条で参加の権利があります。「市民は、年齢、性別等にかかわらず、みずからの意志を市政に反映させるため、参加の権利を有します」とあるわけです。その解説の一番下の段落を読むと「また、年齢、性別は、あくまで例示列举であり、憲法第14条に規定する法の制定と適用における国民の平等を一般的に保証した法のもとの平等の原則に基づき、人種、信条、性別、社会的身分または門地といった様々な属性に関係なく参加する権利を保障するものです」と書いてあるのです。すなわち、これは信条のところにも多分係ってくるのだと思

うのです。人種、信条、性別、社会的身分また門地に関係なく参加する権利を保障すると国分寺市はしているわけです。自治基本条例のもとに。そのもとに名義後援などにおいて、そういった信条を含めて選別することなく名義後援なども行っていると。

名義後援の要綱をきのうも挙げましたけれども、これを見ますと、対象事業として挙げているのは、政治家もしくは政治団体に対する支持または不支持になるようなもの。宗教団体または政治団体が主催するもの。すなわち、政治家と政治団体に限定しているのです。つまり、市民団体が政治的な意味合いがあるか、ないかという選別は、市ではしていないのです。自治基本条例の立場において。

この点において、私はそういうガイドラインをつくらなかったという背景にこういう問題、国分寺市の基本的な条例、例規、要綱集があって、今回のガイドラインがつくれなかったということが、すなわち結論的にいえば、政治的意味合いのあるものという、出店要綱を見ますと「政治、宗教的な意味合いのある出店であることは認められない」という非常に曖昧な基準で、全国的にも例がない形になってしまったのではないのでしょうか。私はこの自治基本条例の立場からいけば、明らかに国分寺市として、この点においてもミスリードだったと考えますが、いかがでしょうか。

樋口副市長 市がミスリードをしたという認識はありません。何回か申し上げているように、補助金の公益性について、市は判断する立場にあるということで、具体的な国分寺まつりの出店にかかわること、運営にかかわることは、実行委員会が主体的、自立性を持って判断をするものと理解をしていますので、そのような答弁を申し上げております。自治基本条例の関係でありますけれども、これは正に参加する権利ということでありますので、国分寺まつりの出店条件とは性質が異なると理解をいたします。

幸野委員 だから、そのことを含めて、予算特別委員会で名義後援等と課長が答弁されていきましたから、そのことについてなぞって、市の事務局と実行委員会の事務局との立場が曖昧になってしまっていることも含めて、市の立場としてとるべき立場はそうだったのではないかという疑問をさせていただきました。今の時点でこの問題についての認識はわかりました。

もう1点、お伺いしておきたいのが、今、樋口副市長が言われた補助金の問題なのです。公益性が担保されているということをおっしゃっていらっしゃるわけですが、この問題にかかわって、前提として確認しておきたいのですけれども、去年の11月の総務委員会で樋口副市長の補助金の問題についての答弁は、一般論的なのだということ、きょうも、11月の総務委員会の質疑でも、そういう答弁をされていますけれども、この議事録で一般論というのは幾らなんでも無理があるのだらうと思うのです。

どういう答弁をしているかということです。また読み上げさせてもらいますが、「御指摘の補助金については、地方自治法の大前提があります。公益上必要がある場合という前提があります。したがって、補助金の規則では、補助金の交付に当たって条件をつけることができます。そのことを具体的に私どもで補助金を決定するときに検討します」。ここまでは一

一般論といっても過言ではないです。この後に「したがって、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという事で御理解いただきたいと思います」という答弁をしているのです。でも御指摘の趣旨に沿うような対応というのは、これは名前を挙げて恐縮ですが、木村委員の質疑の中で「公として補助金を支出するにふさわしくない内容であれば、当然それは補助金ゼロでしょう」と。「こういった特定の政治的な考えに基づいたブーが名を連ねるようなお祭りというのは補助金支出の対象としてふさわしくないのではないか」という質疑に対して、樋口副市長は「御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという事で御理解いただきたいと思います」と言っているのです。これは一般論ではないですよ。この問題について、市の方向性を具体的に検討すると。そう明確に言っているのではないですか。一般論ではないですよ、これは。

樋口副市長 補助金の制度の一般論を前提に申し上げたという趣旨でお話をしています。今、御紹介された後段の部分については、当然補助金の一般論を踏まえて、御指摘の点については、当初予算に計上するときには検討するのが当然なことだと理解をしましたので、そういう答弁を差し上げました。これは公益性という言葉が地方自治法にありますけれども、あるいは市の名義後援にも、先ほど御紹介されたように、公益性があるものを前提としているのです。ただ、この公益性というのは非常に定義が難しく、時代、環境によって、この定義が変化をするという性格を持っていますので、そういう意味では様々な御指摘があれば、その時点で補助金の公益性について検討するのは、市の立場としては当然だという理解のもとで答弁を申し上げました。

幸野委員 すなわち、これは一般論は前提として、その後の部分については一般論ではないと。こういう確認でいいですね。

樋口副市長 一般的な補助金の制度を御紹介しつつ、具体的な御指摘がありましたので、それを受けとめて検討するという事を申し上げたということです。

幸野委員 そのことを確認した上で、それで、今回、補助金の交付申請書、交付決定書等々を出していただきました。ここを見ると、今、樋口副市長がおっしゃったような答弁の補助金の交付に当たって条件をつけることができることについて、条件自体は資料第39号の1ですけれども、ページ数が振ってないのですが3枚目のところにあるように、ついてないのです。これはついてないということだろうと思うのですが、実行委員会において、市の担当として派遣されている事務局の立場で、この補助金の問題について、実行委員会で発言したという事実はありますか。

増田文化と人権課長 補助金につきましては、国分寺まつり全体の予算を編成する時点で、どこに充てていくというお話は差し上げましたが、補助金そのものについて条件云々という形では、お話は差し上げていません。

幸野委員 すなわち樋口副市長の趣旨のような補助金を出すか、出さないかと。出店要綱にかかわってですけれども、補助金を出さないという判断もあり得るとかいった踏み込んだ発言は一切してないという確認でよろしいですか。

増田文化と人権課長 しておりません。

幸野委員 わかりました。それは今の時点では信用したいと思います。議事録がないのでわからないので。そのこと自体は、今の時点においては市の答弁を信用、信頼したいと思います。

そうすると、すなわち樋口副市長の答弁、「御指摘の趣旨に沿うような対応を市としては、その方向性で検討するという事で理解していただく」ということを言った後に、「予算を提案するまでには、この方向性については市の考え方をきちんとまとめるということをお約束したい」とおっしゃっているのです。実は議会ではこういった方向性についてはお伺いしていないのだけれども、この基本的な方向性というものはあるのですか。確認されているのですか。

樋口副市長 これは総務委員会の岡部委員の御質問に対してお答えをしております。補助金については、団体補助として予算の中で一括の査定をいたします。その前段で、当然11月の総務委員会の議論がありましたので、それから1月末の実行委員会等も予定されているということで、実行委員会の事務局である担当と事前に補助金の額については、これは内容によって額は変化するものではないということで、11月の総務委員会の議論を実行委員会に伝えるということ、当初予算の段階ではそういった確認をして、補助金の査定が終わっています。つまり、この時点では、概括的に御指摘があったものを実行委員会にお伝えをして、補助金の査定については、それを前提として予算計上する以外に方法がなかったということです。つまり、具体的にこういう基準に基づいて出店があった場合には補助金を出さないとかいうことを当初予算の段階で検討できる状況ではなかったということです。そのことを踏まえて、予算特別委員会で担当課長が説明したような中身になっています。これが経過です。以上です。

幸野委員 すなわち、この答弁自体は実行されなかった。基本的方向性を予算を提案するまでには市の考え方をきちんとまとめるということをお約束したいと11月の総務委員会で樋口副市長は答弁されているのですが、予算までにはまとめられなかったということだろうと思うのですが、まとめられなかった理由というものはあるのですか。

樋口副市長 当然11月の総務委員会の時点では、予算計上に当たってどうするかということは日程的には年明けに予定されていますので、団体補助金について、どういう考え方で臨むのか。この前提条件がやはり公益性です。したがって、11月の総務委員会の御議論

の中身を概括的に実行委員会にお伝えすることが当初予算を計上するときの考え方でいいのではないかと、これを庁内担当とも協議をして、そのような説明の中で、これは前年と同額でありますけれども、補助金の決定をしたというのが経過であります。

幸野委員 すなわち時間的な問題ということでしょうか、理由としていけば、これは総務委員会でも指摘されていましたが、公益性とおっしゃっていますが、この公益性を担保できる仕組みというのは補助金等審査会しかないのです。我々議会、最初に議決ということはあり得るにしても、客観的に補助金が公益性を担保できるかどうかについては、まさにその目的、団体の目的とか補助金等審査会の団体の趣旨にあるように、ここに通す間がなかったからそういう議会での議論をお伝えするしかないという状況になったという確認でよろしいですか。

樋口副市長 補助金等審査会については、既に3年に一回等の見直しの中でも、この国分寺まつりの補助金については妥当性がある、可とするという結論が相対的に出ていますので、補助金等審査会に改めて諮問する考え方は持ち合わせておりませんでした。公益性を担保するのが補助金等審査会だと断定をされましたけれども、これは市長の附属機関でありますから、その妥当性について諮問・答申の形で意見をもらう。最終的に予算として提案するのは、長の判断で公益性があるのでこの予算は認めていただきたいということを御提案する。ですから一義的には公益性について、長の判断があり、その公益性について、議会が議決権を行使しながら公益性を担保する。これが制度的な考え方だと思います。

幸野委員 それが基本的な前提ではあるのだが、ただ、政治家だけで決めていくということ自体が公益性自体を本当に客観的に担保できるのかという発想から補助金等審査会がつくられて、それは政治家なんか一切入らずに補助金等審査会に委ねて、諮問・答申という形をつくって、公益性を一定のところのレベルで確保していくことが行われてきたわけだと思うのです。その上で補助金等審査会はこれまでの国分寺まつりの運営については公益性があるということでもずっとしてきたわけですから、それに対して、議会での公益性があるのか、ないのかという問題について今投げかけられているわけですから、私は補助金等審査会に基本的なそういうことも含めて意見を伺っていくことが、まず筋だったろうと思うわけです。

その上で、この問題で最終的に伺いたいのですが、今、伺っていると、こうした基本的な方向性を予算の段階では示していくといいながら、残念ながらこれはできなかった。時間的なこともあったのだらうと思うのですけれども、ということについて、つまり、方針を変更したわけですから、できなかったということからいけば、庁内の協議の中で、そういうことではなくて、市の方向性を示すのではなくて、議会での意見をお伝えすることにとどめようという方向変更をしたのはいつで、それについて議会あるいは実行委員会の場で説明されたという事実はありますか。

樋口副市長 方針転換という言葉を使いましたけれども、方針転換をした認識は、私はないのです。確かに11月の総務委員会では、予算編成に当たって、このことについては市の考え方を持つということを示し上げました。その市の考え方というのが、先ほど申し上げたとおり、実行委員会に概括的な状況をお伝えするということと、改めて補助金の予算計上に当たっては、公益性を担保したもので予算計上を説明していこうと確認したということです。担当とすれば、その1月31日の実行委員会の協議の中で、ではガイドラインについて、事務局につくってもらえばいいということもあって、それを検討協議してきたということも、担当としての一つの取り組みであったと理解をしています。

幸野委員 方針変更ではないということですが、であれば、やはり11月の総務委員会の樋口副市長の答弁は、まさに今の市の考え方として明確に生きているということですよ。先ほど言ったように、補助金の問題が一般論ではなくて、国分寺まつりの補助金を決定するときに、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという市の方針が今も生きているという確認でいいですか。

樋口副市長 予算計上に当たって、そのように申し上げました。予算計上した予算特別委員会の質疑については、担当課長が答弁したとおりです。そのことを前提に予算を議決していただいています。その後の決定については、実行委員会が主体的、自立的に判断をされたものだということでもありますので、予算計上に当たって市の考え方をということについては、一つの区切りがついていると理解しています。

幸野委員 区切りなんかついてないですよ。しかも、実行委員会が主体的に、主体的にとおっしゃっているのですが、きのうの議論からずっと含めて考えて、本当に主体的な議論がされてきたのかということなのです。事務局として市が提供する情報として、正しい情報が議論の土台になっていたのかということが今問われているわけではないですか。

今の問題でいけば、この方針、方針は変わってないということであれば、総務委員会での樋口副市長の答弁というのは、私たち議会だけに約束しているわけではないのです。市民に対しての市の立場を公にするという答弁なのです。すなわち、それは一般論ではなくて、国分寺まつりの問題について、政治的な意味合いのある出店について、補助金の問題を条件をつけることを検討すると、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するということを言っているわけです。これは明確な市の立場ですよ。議会での答弁というのは、実行委員会の方も市民の方です。その方々に対するメッセージなわけです。

変更をいまだにしていないということが明らかになりましたけれども、これというのは、きのうから質疑していますけれども、一つは、議会の意見が賛否両論あるのに、事務局で大半の意見だからといって、片方の意見しか実行委員会にお伝えしなかった。平成25年度の実行委員会にも平成26年度の実行委員会にも賛否両論意見があるのに、議会の意見は片方の意見しかお伝えしなかったということ。合わせて、議会というのは、先ほど、樋口副市長がおっしゃったように、補助金を最終的に決定する機関ですから、議決機関としての重みは

非常にあるわけですがけれども、その議会の意見を、きのうの課長の答弁に照らせば「言葉足らずだった」とおっしゃっていましたがけれども、すなわち、議会の立場の片方の意見しか実行委員会にはお伝えしなかった、議会の立場を。

その上に市の方針はどこにあるのかといたら、今、変更していないということが確認されたので言えば、この11月の総務委員会で市の副市長の任にある樋口さんが補助金の交付に当たって条件をつけることができる。そのことを私どもで補助金を決定するときに具体的に検討する。したがって、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するのだと言っているわけです。このことが市の方針として、すなわち実行委員会の皆様に対するメッセージに最終的になってしまっているわけです。これは議会での答弁ですから、今、確認したら修正していないということですから。

議会は補助金を議決する機関で、それから補助金を支出する機関である、提案する機関である市も政治的な意味合いのある団体自体が出店することについては問題ではないか、補助金を出すのは問題ではないかという立場で実行委員会の方にその問題を諮ったら結論はどうなりますか。はっきりしていますよ。実行委員会の結論はもうきのうときょうの議論ではっきりしているのではないですか。議会の意見も片方しか言わない、市の意見も修正していないということになれば、実行委員会の方々からすれば、補助金をいただくためにはもうそうせざるを得ないということになるのではないですか。違いますか。

樋口副市長 実行委員会の皆様が自立的、主体的にどう判断されたかというのは、私は答える立場にありません。11月の総務委員会の議論は、当然これは3月の予算特別委員会にも議員の皆さんは承知の上でこの議論は引き続いていると私は思います。市とすれば、平成25年度の実行委員会にその状況をお伝えして、説明したように、ではガイドラインをつくって平成26年度に引き継いだほうがいいのではないかという発言があって、担当とすれば、事務局としてガイドラインの準備を進めてきたということです。その間に予算が成立し、なおかつ新しい実行委員会が立ち上がって、様々な情報を踏まえて出店要綱等を改正したわけです。このことをもって、市とすれば、補助金の交付決定をしていますので、具体的な補助金の交付決定に当たって、条件をつけることは必要がないという判断をしたわけです。つまり、5月21日に実行委員会が新たな項目を加えて、出店要綱、参加要綱を決定していますので、これによって、市は予算のときにも御説明をしたような公益性が確保できるということの判断のもとに補助金の交付決定をした。市とすれば、そういう考え方です。

幸野委員 今、樋口副市長、議会では承知していたのではないかと初めのことをおっしゃっていましたがけれども、実際、平成25年度あるいは平成26年度の実行委員会で何が議論されていたかは、議事録が出てこないから私たちは知るよしがありません。なおかつ申し送り事項がどういう申し送り事項だったのかもわからなかった。しかし、きのうから聞けば、平成25年度の実行委員会、すなわち第3回の実行委員会において、議会の意見をお伝えしていたのは大半の意見がそういうことだったということで、一方の意見しかお伝えしなかったという事実なわけです。その時点でもう既に完全にミスリードなのです。なおかつ市の姿

勢自体も、議会でそういう答弁を樋口副市長がされているという事実を踏まえれば、市の姿勢も明確、議会の態度も明確だと実行委員会は判断せざるを得ないです。

その上で申し送り事項がつけられたのです。申し送り事項がつけられた上で、それに対して、政治的な意味合いのある出店について云々、検討するという申し送り事項に多分なっていたのでしょうか。しかし、そのことについてはきちんと市で、きちんとした基準にするためにガイドラインが必要だということになったのではないのでしょうか。だから名義後援などを参考にガイドラインを考えると云々、実際には市の基準にも他市の事例なんかを見ても、そういう基準は適当なものがない。すなわち市民団体を政治的な意味合いがあるという理由で選別する基準がないことの証明ではないですか、その時点で。それをガイドラインもないままに実行委員会に申し送り事項がそのまま反映されてしまったから、まさに課長がきのうから答弁しているように、政治的な意味合いのある云々かんぬんという文言そのものになって出店要綱に反映されてきてしまった。これが事実経過ではないですか。

私はそういうことといえば、市の事務局としての姿勢、この間の言動、実行委員会に対する議会の立場を伝える、市の立場を伝えるということについて、あまりに偏った立場で意見を伝えてきた、情報を伝えてきたという上につくられた出店要綱ということからいって、もっと言えば、市民団体からの意見を一切聞かないとまもなかったとおっしゃっていました。まさに市民主体の国分寺まつりで、それぞれの市民団体から意見を聞くべきだと私が質問して、そのようにしますと答弁したのに、その意見も聞かずに、それこそ実行委員会と市のミスリードの関係の中でつくられてしまった出店要綱は、やはり私は問題があるのではないのかと思います。

私は今からでも遅くないと思います。市として、きちんとそのことを反省して、実行委員会の皆さんにこの間の経過のことも含めて、議会のこうした議論も含めて、きちんとお伝えすることが今の立場での筋なのではないのでしょうか。この答弁をもらって終わりたいと思います。

樋口副市長 この間の経過は先ほど答弁したとおりでありますので、実行委員会が既に決定をして、次の実行委員会は国分寺まつりが終了後に多分開催されることになっていきますので、今の時点でこれを市の立場として何らかの変更してほしいということを行う立場にはないと考えております。

ただし、先日の総務委員会で釜我委員が御指摘になった、様々な意見が議会にもあることについて実行委員会にお伝えをしてほしいということについては、これは次年度に向けて、私はお伝えをしていくことを答弁申し上げますので、そのことについては、改めてここでお約束はしたいと思います。

釜我委員長 関連ですか。（「はい」と発言する者あり）予定がたくさんあるので、申しわけないのですが、先に進行したいのですが、御協力いただけませんか、今の答弁をもって。伊藤委員、よろしいでしょうか。まことに申しわけないのですが、まだこれから例の給湯器の問題もありますし、民生費からずらっとまだ7つの特別会計が残っておりま

すので、お気持ちはよくわかるのですが、日程を考えますと相当に押しておりますので、本
当に無理は承知の上で御協力をお願いしたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。
伊藤委員、皆川委員、申しわけありませんが、よろしく御協力お願いします。

岡部委員 50周年記念事業の中で、資料1-1の最後でも、国分寺まつりの特別会場について報告がされましたけれども、国分寺まつりの本体のほうについてお伺いしたいと思います。この場所でのよろしいでしょうか。

既に大方の方は御存じかと思えますけれども、国分寺まつりに関して、2つの団体が、今年度、出店の申請をしていましたけれども、それが断られているということが、報道でも大きく報じられているところです。

具体的に言いますと、国分寺9条の会という、憲法について活動している団体と、もう一つは、バイバイ原発の会と、ちょっと待って原発の会という、原発についての活動をしている、これは2団体が合同で出店の申請をしていたということですが、合わせて3団体ですね。2つの申請が、今回、出店が断られているという問題で、昨年の11月の総務委員会で、このことに関して一定議論がされて、それに端を発して、今回の決定になっているのではないかということは明らかではないかと私は思っているのですけれども、そこについて質疑をさせていただきたいと思っています。

それで、最初に資料請求をしたいと思うのですけれども、1つは、この国分寺まつりの出店要項というのは、公表されているものでも、もちろん出店を希望する方は、それは配布されて見ているものでも、実施要項が、報道によるとですが、ことしの5月の実行委員会で改定をされているということをお聞きをしています。それも昨年の11月の総務委員会の議論に端を発して、そういう実施要項の変更につながっているのではないかとと思われるのですが、ちょっと、その実施要項の中身を確認させていただきたいと。

市報にも、7月1日と15日号と、それぞれ出店の募集ですとか、あとはイベントへの参加の募集もされていますけれども、昨年と中身が異なっているということも確認できる場所ですけれども、宗教的・政治的な意味合いを持つものというのは出店の要件に合わないという趣旨のことが追加をされているということがありますが、実施要項との関係を質疑したいと思しますので、まず1つ、その実施要項について。

それから、この実施要項の変更もそうですし、今回の出店が断られたという決定についてもそうですが、実行委員会で議論がされているということですので、その実行委員会の議事録も求めたいと思います。昨年の11月から現時点まで、何回が開かれているかと思いますが、その議事録を請求したいと思います。これは市の補助金にも係る問題ですので、2点、請求させていただいた上で、質疑をしたいと思います。

高橋委員長 ただいま岡部委員から資料請求がございました。1点目は出店要項はあるけれども、実施要項が5月に改定されたようなので、その中身を確認したいので、実施要項を出していただきたいと。2点目が、実行委員会の議事録、この2点、資料請求、冒頭ございますけれども、それは御用意いただけますでしょうか。

増田文化と人権課長 実施要項につきましては、これは出店者の募集要項とも絡みますので、こちらは御用意できますが、議事録につきましては、実行委員会の議事録という形になります。公表等をする形での確認はとっておりませんので、そこは確認をしてからでないと、お出ししがたい。お出しするのは、ちょっと難しい状況に現在はございます。

高橋委員長 ただいま担当より、そういうお話がありました。

岡部委員 では、実施要項についてはお願いしたいと思います。

議事録なのですけれども、確認をしないとということですが、市の考え方として、国分寺まつりというのは、市民の自主的なお祭りとして、実行委員会の形式で運営されているということがありますけれども、これ、市からも500万円からの補助金が、例年、支出がされてきているというものですよね。そういう点でいうと、財政的には市が支えているところが大きな位置を占めていると思うのですけれども、開かれた市民の自主的な祭りという点でいいますと、やはり運営のあり方としては、透明性を持って、市民の方が誰でもこういう形でやられているという、開かれた祭りとして行われていくという点で、また、市が補助金を支出して支えているという点でいっても、やはりこれは公表されるべきではないかと私は思いますけれども、確認をしていただくということですが、市としての考え方はいかがでしょうか。

高橋委員長 岡部委員、今のは議事録についてということですか。それとも市の考え方ということですか。後段、市の考え方はいかがでしょうかという話もあったのですけれども。

樋口副市長 国分寺まつりの実行委員会に限らず、団体補助金を出している団体については、それぞれの規約やルールや運営の仕方がございます。これについて、市に直接の情報公開を求められても、市は判断する立場にない、つまり情報公開条例に基づいて市が公開すべき中身を判断するものではないという立場です。したがって、議会でそういうお話があったということは、事務局を通じて実行委員会にお伝えをしますけれども、この場ですぐにお出しをするというような話ではない、このように考えております。

岡部委員 副市長、そこはちょっと議論のすりかえがあると、お聞きして思うのですけれども。私は実行委員会に情報公開を求めているということよりは、先ほども言ったように、市はこの実行委員会に対して補助金を支出しているという関係にあるわけですから、補助金を支出する市として、そこはやはり透明性を持ってやっていく、やっていただく必要が最低限、補助金を支出する上ではあるのではないのでしょうかということをお聞きしているのです。その上で、市の姿勢として、実行委員会にそういう、運営のあり方に関して、こういった議論がされているか、そこは透明性を持ってやっていく必要があるという点では、やはり市としても、実行委員会に対しては、議論の経過は誰の目にも明らかになるような形にさせていただく必要があるのではないのでしょうかということをお聞きしていきまして、それで、その確認

をしていただくというのはしていただきたいのですけれども、その上で、どんな姿勢でそれを確認をしていただけるのかということをお聞きをしまして、私はやはり透明性を担保していくという点では、公表をしていただきたい、する必要はあるという姿勢で求めている必要があるのではないのでしょうかということをお聞きをしているのですが。

樋口副市長 国分寺まつり実行委員会だけにかかわらずに、市が団体補助金をお出しをしている数は複数ございます。それぞれについて、補助金を出すに当たって、全ての議事録を市が確認するという立場にはありません。当然、そこに定められている運営の方針でありますとか、規約でありますとか、お金の使い方のルール等について確認をした上で、公益性が確認できれば、補助金の交付決定をするということになります。

もちろん、その最初の交付決定の段階では、まだ事業が実施をされていない段階ですから、最終的には実績報告をもらった上で、公益性についての対応が行われたのかということ、実績報告に基づいて審査をして、妥当であれば実績報告を受領する。中身に公益性等に問題があれば、補助金の精算について、相手方と協議をする。これは例規集にある補助金に関する手続の規則に基づいて行う、こういう立場だということです。したがって、そのそれぞれの団体が、独立性・独自性を持っていますので、その会の運営とか団体の運営については、基本的には市は関与する立場にない、こういう考え方でございます。

岡部委員 最後に言われました、市が関与するしない云々ではなくて、むしろ私は、補助金を出しているからといって、市がいろいろ運営に関与して、いわば首を突っ込むようなことがあったら、それこそ自主的な運営をゆがめる問題として、問題だと思えます。むしろ私は、現在、それが今、逆に問題になっていると、その問題の核心になっていると思っているのですが、それは後々、お伺いをしていきたいと思っているのですけれども、議事録を提出を求めるということは、首を突っ込むとか関与するという話ではなくて、公益上必要であるということで補助金を出しているわけですから、その使われ方というものも、やはり明らかにされるものではないですか。そのために補助金等審査会とか、そういった仕組みも設けられて、審査が行われているということですよ。それは関与とは違う問題です。むしろ、もし仮にですけれども、何らかの補助金で、これは補助金としてふさわしくないとか、補助金として支出する性格を失ったというようなことがあれば、では、次年度からとか、後々にはする、しないという判断もあり得るでしょうし、関与して、会の運営をゆがめるという問題ではないのですよね。そこで、500万円からの補助金が支出されている国分寺まつりの運営が、どんな形でされているのか。市民に開かれたお祭りであるためには、そういうことも必要だということで、今、議事録を出していただくように、市としては依頼をしていただく、そういう姿勢で依頼をしていただく必要があるのではないのでしょうかということをお聞きをしているのですが。関与するという問題ではないと思うのですけれども。ちょっと、そのことを、規則のどこで定められているかということも含めて、お伺いしたいと思えますけれども。

樋口副市長 規則というのは、補助金の手続の規則の話でしょうか。それは例規集に載っていますので、これは申請に基づいて、市が審査をして、交付決定をし、新規の補助金については補助金等審査会におかけをして、諮問、答申の上で、その公益性の判断をもらった上で予算計上し、執行する。執行した後の実績報告に基づいて、市はその中身を審査をして、場合によっては、条件がいろいろついていますから、規則上の公益性だとか、そういったものがついていますので、その手続に基づいて執行されたかということを確認をして、実績報告の妥当性を判断する、こういう手続が規則に定められているということです。

前段の御指摘の、団体補助金は、国分寺まつり実行委員会だけではないわけです。ですから、その団体がどういう活動をされているかというのは、それぞれがその団体の権限と責任においてやっている話ですから、そこに国分寺市が途中からさまざまな関与をすることは無いということです。したがって、この場で実行委員会の議事録の提出を市に求められても、市はそれを判断する立場はないということです。

釜我委員 ちょっと休憩を要求します。

高橋委員長 ただいま休憩の要求がありました。暫時休憩したいと思います。

午前10時04分休憩

午前10時22分再開

高橋委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

樋口副市長 先ほどの岡部委員の御質問に対して、追加の答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど、市の持っている情報については情報公開条例に基づきますので、これは実行委員会が保有している議事録でありますので、対象外というお話をさせていただきました。例規集の中には、国分寺市補助団体文書の公開に係る提出依頼に関する規定というものがあります。これは情報公開条例で公開請求があった場合に、市が保有していない、補助金を出している団体が保有している文書の公開請求があった場合の手続が定められています。これはあくまでも情報公開条例に基づいて公開請求があった場合という前提になっています。今回の岡部委員の先ほどの御質問は、手続とすれば、この規定に基づく手続に該当するだろうと判断をいたします。

岡部委員 今、紹介されました補助団体文書の公開に係る提出依頼に関する規定というのは、これは請求に基づいてやられるということになると思うのですが、この委員会の場所でも、これに準じてというか、これに従ってという、そういう趣旨で捉えていいのですか。

樋口副市長 情報公開条例の公開請求は、条例規則に基づいて手続が定められておりますので、これに従う必要はあると思います。議会の場でこれに準じてという話については、私は答弁する立場にないということでございます。

岡部委員 これは過去に、この委員会も含めて、議会の場所で、市が補助を出している補助団体に関する文書の提出の求めがあった場合には、この、今、副市長が紹介をした補助団体文書の公開に係る提出依頼に関する規定に準じた形で扱われているということもお聞きしているところなのですが、その点はどういうふうになるのでしょうか。あくまでもこれは、その請求をする必要があるということになるのでしょうか。

樋口副市長 基本原則は、条例・規則に基づいて公開請求をしていただくということだと思います。

議会の質疑の中で、過去にそういう事例があったかどうか、ちょっと私も記憶ありませんけれども、もしあったとして、あったとすれば、これは議会の委員会なり本会議、議会全体としての総意で行政側に資料要求があったという理解で、多分、対応するということになるのだらうと思います。それは多分、議会の全体の総意として、あるいは委員会の総意として資料請求があった場合については、準じて対応したという理屈にはなるのだと思います。

岡部委員 それでは、求める角度を変えたいと思いますが、もう一つ、資料請求をできればと思いますけれども。

ちょっと、その前にお聞きしたいのですが、補助金の支出をしているという関係でいうと、補助金の支出が妥当であるかどうかということは補助金等審査会で審査されることですね。今回の2つの申請について、出店が断られているということについて、そこは、その補助金等審査会の場所では検討はされているものなのでしょうか。補助金等審査会で、どんな議論がされているのか、そこを資料請求できればと思いますが。

樋口副市長 先ほど私は新規の補助金に対しては補助金等審査会の議を経てというお話を申し上げました。国分寺まつりの補助金については、かなり以前から支払いをしておりますので、これは当初から補助金等審査会に認められてきた団体補助金。もちろん定期的な報告はしていますけれども、そういう性格のもので、今回、これについて補助金等審査会に議に付したということではないということです。

岡部委員 補助金等審査会について、補助金等審査会の場所で、国分寺まつりについて、最後に審査がかけられたのは、いつになるのでしょうか。

野田財政課長 継続の審査というのは3年に1度行われますので、次回が来年度ですから、最後に行われたのは、平成25年度の継続審査ということになります。(同ページに訂正発言あり)

岡部委員 平成25年度、昨年度、それが審査がかけられているということですね。

野田財政課長 申しわけございません。訂正をお願いします。平成24年度に行われているのが最後でございます。申しわけございません。

高橋委員長 ただいまの訂正の申し出を許可いたします。

岡部委員 では、ちょっと今、補助金等審査会に係る資料の請求をと言ったところなのですけれども、平成24年度に最後に審査をされていると。その一方で、この2つの申請が出店のお断りを受けたというのは今年度ですよ。そういう点でいうと、補助金等審査会では、これは議論されていないということになるのではないのでしょうか。今回の2つの申請に対しての、お断りされたという点が議論にのっていないということなのではないのでしょうか。

もっと言えば、今、実施要領の提出を資料請求で求めているところなのですけれども、実施要領という、祭りの運営に係る、根幹に係る文書を変更するということがされているというのであれば、また、これは後でお聞きしたいと思っておりますけれども、補助金等審査会の議論は経ていないというふうになると思うのですけれども、そういうことになれば、私は審査のあり方という点で非常に問題ではないかと。補助金等審査会が関与、かかわられていないというね。妥当かどうかということにですね。そこは非常に問題があると言わざるを得ないと思うのですけれども、そこはやはりきちんと適切に、その審査をされた上で、支出をされるかどうかという、その運営のあり方が変わっていくということがあるのであれば、そういうきちんとした丁寧な審査がされた上で行われるなら、まだわかるのですけれども、ちょっと、その関係が、私はどうなのかなと思うのですが、いかがですか。

高橋委員長 ただいま傍聴者より録音の申し出がございましたので、これを許可いたします。

樋口副市長 補助金等審査会の審議、審査という言葉をお使いになりましたけれども、諮問、答申の形です。全体の補助金のあり方については、地方自治法に公益性がある場合については支出することができるということですから、この公益性についての具体的な中身を総括的に審査をいただくというのが補助金等審査会の審査の立場です。したがって、もともと所掌事項として、今回の事例のように複数の団体の出店について一々審査をする立場にはないということです。これは実行委員会が判断すべき中身だということです。

岡部委員 あくまでも実行委員会が判断すべきこととおっしゃいますけれども、そうであれば、昨年11月の総務委員会の場所で樋口副市長が何とおっしゃっているかという点なのですが、その質疑の中です。指摘の補助金については、地方自治法の大前提があります。公益上必要がある場合という前提があります。したがって、補助金の規則では、補

助金の交付に当たっての条件をつけることができます」というふうに、はっきり樋口副市長がおっしゃっています。「そのことを具体的に私どもで補助金を決定するときに検討します。したがって、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという事で御理解いただきたいと思います」という答弁をされているのです。これは出店団体としてふさわしいかどうかという、そのことが話題に上ったときの樋口副市長がおっしゃっていることです。条件をつけることはできると、はっきりおっしゃっているのです。ということであれば、当然、これは補助金等審査会が、そのことについての是非を判断されるということになるのではないのでしょうか。私はそこが、こういう答弁をされるのであれば、そういう補助金等審査会を経てというのが適正な検討のされ方だと思いますが、それは法令ですか、規則ですかに照らして、そういうことになるのではないですか。

樋口副市長 補助金の交付決定は市長の権限です。補助金等審査会が決定するわけではない。それは妥当であるかどうかという総括的な諮問・答申の関係にある。これは補助金等審査会の所掌事項に照らし合わせれば、そういうことになります。

条件をつけることはできると、これはもう、全ての団体補助金については条件を付しています。それは補助金の執行に関する規則の規定を遵守することとか、補助金対象事業を終了したときは、市の指示に従い精算することとか、こういう条件は当然つけます。個別の団体について、補助金の交付決定の段階で、まだ出店の決定もされていないときに、市がそこについて関与することはない。総括的な条件をつけるという趣旨で、一般論として申し上げた答弁です。

岡部委員 個別の出店団体について、条件をつけたり、その検討をするわけではないといいますが、やはりこれ、今回、実施要領が改定をされているということであれば、最終的に市長が決定するとはいっても、この補助金等審査会できちんと検討、審査を経て、最終決定されるべきものではないですか。そういう点でいうと、個別と言われますけれども、運営のあり方自体が、実施要領が変更された上で、今回の出店もお断りされているということにつながっているというのであれば、これは単に個別の団体の参加の可否の問題にとどまる話ではなくなると思っています。（「そんなことないよ。平成25年の3月改正なのだから、議論したのは平成25年の11月だよ」と発言する者あり）

樋口副市長 今出されている資料の最終改正は、ごらんのとおり平成25年3月22日です。文言整理か、この中身はちょっとわかりませんが、そこで改正されて以降は改正されていません。したがって、この国分寺まつりの実施要領というのは総括的な要領でありまして、実行委員会がこの下にぶら下がる、具体的に市報に載っているような出店要項と参加要項がこの下にぶら下がるわけですから、それを実行委員会が決定をしているという流れになるということです。

岡部委員 では、実施要領が最終改正されたのが平成25年3月ということでしたら、出店要領については、これはことし改正されているということになるのでしょうか。最後に改正されたのは、いつになりますか。

増田文化と人権課長 国分寺まつりの実施要領につきましては、継続的に変更がない限りは、毎年同じ実施要領でやっておりますが、国分寺まつりの出店要項につきましては、第1回の役員会で定めるという形になっております。

市報等にもございますけれども、条件等、お店の数で、募集する出店数ですとか、こま数、その内容について、出店要項については毎年決定するという形になっております。

岡部委員 第1回の実行委員会で、それは変更されているということですよ。（「これではなくて、単年度のものになってくるでしょう」と発言する者あり）

毎年定めるものということですか。では、そこはわかりましたけれども、要は、毎年中身は違うものが出てき得る、違うものが定められるものだということですよ。ことしの出店要項や参加要項が第1回の実行委員会で定められたということですが、それは何月何日になるのでしょうか。

増田文化と人権課長 5月21日でございます。

岡部委員 5月21日ということですよ。

昨年11月の、この総務委員会で樋口副市長が答弁をされている、補助金の交付に当たって条件をつけることはできると、市として対応したいという旨の答弁をされています。それは、その後、この樋口副市長の答弁に従って、条件をつけると言われてはいますが、どんな場所で、どんな条件をつけるということが検討されたのですか。そこをお聞きしたいと思います。

樋口副市長 条件をつけるというのは、先ほど一般論で私が申し上げた範囲の答弁ですから、国分寺まつり実行委員会の補助金に対して具体的にどういう条件をつけるかということについては、当然、検討はしていません。これは答弁で申し上げたように、当初予算に国分寺まつり実行委員会の補助金を計上することになりますので、その予算計上に当たっては、御指摘を踏まえたような議論をした上で予算計上しますということも申し上げています。このときに、予算の議論では、庁内では非常に微妙な問題なので、これは議論の経過を、当時の平成25年度の実行委員会の皆様に、議会での質疑をお伝えをして対応しようという話は確認しています。結果として、予算計上された結果、新年度では、新しい体制の実行委員会にその中身が引き継がれて、先ほどの5月21日の決定に至ったと、このように理解しております。

岡部委員 では、その予算の計上に当たっての検討の中で、実行委員会にこの件について伝えるということが議論の中にのったということですが、その庁内の議論の中で、実行委員会に市はどんなことを伝えるということで確認がされたのですか。

樋口副市長 この点については、私から事務局に、議会での議論の中身について、実行委員会にお伝えをしてほしいということを示したしました。担当としては、そのとおりの対応をしていただいたということです。

岡部委員 では、もう一つ、資料請求させていただきたいと思うのですが、その申し送りというのは文書でされていますか。文書でされているのであれば、市として伝えたということであれば、それを出していただきたいと思います、いかがですか。

高橋委員長 去年の11月の総務委員会で課長が答弁している中での、「次年度の実行委員会ができたときに、次年度の実行委員会に申し送り事項としてお伝えします」となっていますけれども、そこを答弁していただけますか。

増田文化と人権課長 口頭で御説明を申し上げるとともに、委員会の資料としてお配りはしております。国分寺まつりの実行委員会資料として、実行委員会役員会資料として、お配りしています。

岡部委員 今、お答えされたのは、実行委員会としてとおっしゃいましたよね。昨年11月、総務委員会では議論がありました。それを受けて、対応を、市としては、その方向性で検討するという御理解いただきたいと思いますと副市長が答えているという点でいうと、対応を検討した上で、それは市から実行委員会に伝えられるということになるのではないですか。昨年の実行委員会に伝えられたということですか。昨年の実行委員会に伝えられたとしたら、その昨年の実行委員会が、今年度、新たに設けられた実行委員会に申し送り事項で伝えられたということなら、ルートは理解はできるのですが、今、実行委員会としてとおっしゃったのですが、それはどういう意味ですか。

増田文化と人権課長 平成25年度、第30回国分寺まつり実行委員会におきまして、実行委員会役員会におきまして、11月の総務委員会での内容を御報告さしあげております。それについて、第25年度、第30回ですので、前年度のお祭りの実行委員会役員会において、平成26年度、第31回国分寺まつり実行委員会及び役員会に申し送り事項とされたとともに、説明もさしあげているという形です。それが5月21日という形になります。

岡部委員 平成25年度の実行委員会が市の報告を受けて、それを平成26年度の実行委員会への申し送り事項にするというのは、そこはいいのです。そこはいいのですが、私が一番お聞きしたいのは、これは市が総務委員会での議論を受けて、平成25年度の祭り

の実行委員会に伝えないことには伝わらないわけですよ。そういうルートで実行委員会には持ち込まれているという。どちらにしても、市がそれは伝えないと伝わらないわけなので、そういうことですかという単純な確認をさせていただいているのですが、そういうことですよ。

増田文化と人権課長 11月の総務委員会の議論につきましては、平成25年度の第30回に御報告をしております。それで申し送りとなりましたので、平成26年度の第31回国分寺まつり実行委員会役員会の中で、その申し送り事項を受けたという形になっております。

岡部委員 では、私が今、確認させてもらっている中身で、そういうルートで実行委員会にも伝えられているし、平成26年度申し送り事項にもなっているということでもいいのですよね。

では、先ほど言いました資料請求をさせていただきたいと思うのですけれども、市として、実行委員会の事務局になっているということはあるわけですが、その申し送りのときのメモで構いません。その文書、どんなふうに使われたか、その文書で見られるように出させていただきたいと思いますが。

高橋委員長 課長、去年の11月12日の総務委員会で課長が答弁しているところに、「事務局から実行委員会へ懸案課題と考えてお伝えして、次年度の実行委員会ができたときにそれを申し送り事項としまして、次年度の実行委員会の中でお祭りに参加する団体についての御協議をいただきたいと考えます」、このように課長が答弁されていらっしゃるのですよね。それを実行委員会へお伝えしたということによろしいですか。そこを明確にお答えいただけますか。

増田文化と人権課長 そのとおりでございます。

岡部委員 それは文書では残っていないということですか。残っているとしたら、提出をいただければと思いますが。

増田文化と人権課長 伝えた内容につきましては、先ほどと同じ答弁になりますが、実行委員会の中での資料となりますので、確認しないと出しづらいと考えます。

岡部委員 では、ぜひ確認していただきたいのですけれども。

ちょっとつけ足しになるかと思いますが、実行委員会としてとおっしゃっているのですけれども、市は事務局として実行委員会に加わっているという関係はあります。ただ、そこに報告するまでは、やはり市としての、これは意向を伝えるという行為なわけですよ。文書であれば、一旦提出されれば、それは実行委員会というものということになるかもしれ

ないですけれども、提出されるまでは、それは市として、あるとすればですけれども、作成をして、市として、それは実行委員会に提出した文書ということになるのではないのでしょうか。なので、確認はしていただきたいと思いますけれども、文書で残っているということであれば、その提出をお願いしたいと思います。

高橋委員長 それは文書で残っているのですか。文書にして、事務局から実行委員会へ懸案事項としてお渡しをしたのですか。それとも口頭でお伝えしたのですか。

昨年11月12日の総務委員会で質疑をされた、その内容をお伝えしたのではないのですか。

増田文化と人権課長 11月12日の総務委員会の議論の内容をお伝えいたしました。

岡部委員 お伝えしましたという言い方されていますけれども、お伝えするというのは、文書でもお伝えするという手段はあると思いますけれども、口頭なのでしょうか、それとも文書なのでしょうか。文書で出されているのであれば、私が今求めていますように、提出をお願いできればと思います。

高橋委員長 確認に時間がかかるようであれば、そのようにお申し出いただきたいと思います。

樋口副市長 基本的な事務局という立場を御理解いただかないといけないと思うのです。これは市の組織とは違います。事務局は、あくまでも実行委員会の役員会の指示に基づいてさまざまな作業をするという立場です。ですから、平成25年度の実行委員会にお伝えした、あるいは資料についても、これは実行委員会の事務局としての仕事ですから、実行委員会の扱いは、前段に私が申し上げたとおりの扱いになるということです。したがって、市の立場として、実行委員会に何らかの形の文書を出したとか、そういうことはないということです。そういう整理の仕方をしていただければ、理解していただければよろしいかと思えます。

岡部委員 実行委員会の事務局というのが、市としてのではなくて、実行委員会のもとで動いているとおっしゃるのですけれども、そういう事務局としての位置づけというのはどこに基づいているのでしょうか。ほかにも実行委員会そのものの位置づけとか、役員会の位置づけとか、そういうものもあるかと思うのですけれども、それは実行委員会の話にはなるとはいっても、それは何か文書で位置づけられているものなののでしょうか。その点は確認されていますか。

高橋委員長 岡部委員、実行委員会の位置づけですか。

岡部委員 一番確認したいのは、市が事務局として実行委員会に入っている。そこが位置づけられているか、確認されているか。

高橋委員長 ただいま岡部委員からは、事務局の中の市の立場についてを伺いたいという質問なのですが。

樋口副市長 国分寺まつりは、ことして31回ですか。当然、担当課長は市長の補助職員、そういう指揮命令系統に入ります。その仕事の役割と、国分寺まつり実行委員会の委員長から依頼をされて事務局になっているわけですから、国分寺まつりの所掌事項に関しては実行委員会の委員長の、あるいは役員会の指示のもとに業務を行うと、そういう立場、これを使い分けながら仕事しているということになります。

岡部委員 ちょっと副市長、今、すごいいいかげんというか、何か使い分けた答弁されていますよね。先ほど1つ前に答弁されたのは、事務局としての市は実行委員会の管轄下というか、指揮系統の下にあるかのような、そういうお答えされました。今は実行委員会のもとにあるという一方で、前半に言われました。市長の補助職員としての立場もあって、その両方を使い分けてということでおっしゃいました。兼務ですか。では、その前段。前段というか、先ほど市長が答えられた実行委員会のもとだけではないわけです。市が事務局として実行委員会に加わるということであれば、その実行委員会のもとで仕事を進めるというのは、それはわかります。ただ、最初、副市長が答えられたのは、もうあたかも事務局は市から離れて、実行委員会の中で行動しているかのような、そういう言い方をされました。そんなことはあり得ないですよ。（「ある」「そうだよ」「普通にあるよ」「国分寺まつりの仕事については、そうしないとおかしいでしょう」「市長の補助職員としての立場と、実行委員会事務局としての立場があるわけだ」などと発言する者あり）

それはわかっていますけれども……。（「そういう話で、同一人物だって役割が違う。指揮命令系統が2本ある。だから、そういう答弁になる」「岡部さんだって、議員としての岡部さんと、共産党員としての岡部さんが並立しているわけでしょう。いろいろな属性あるのだよ、そこは」「一個人としての岡部さんもいるわけだし」などと発言する者あり）

両方としての立場を持ちながら仕事をされるというのはわかります。それが、そういう形にならなければ、市が事務局として、実行委員会の中で仕事をするということは、そもそもできないわけですから、それはそういう形になると思います。

では、私が今お聞きして、お求めをしているものは、市の職員としての立場で、昨年11月の総務委員会の議論を受けて検討すると副市長は答えられているわけですが、市の職員としての、その仕事ですよね。実行委員会に伝えるということをした部分について、お伺いしているわけですが、（「きょうの報告以外のことはないのではないですか」「議会で市の職員として聞いて、それを事務局員として伝えたということですよ。まさに立て分けたのです」などと発言する者あり）

高橋委員長 先ほどからお話ししておりますけれども、昨年11月12日の総務委員会で、御意見が議会からあったと。「それを事務局から実行委員会へ懸案課題と考えてお伝えをして、次年度の実行委員会ができたときに、それを申し送り事項としまして、次年度の実行委員会の中でお祭りに参加する団体についての御協議をいただきたいと考えます」、当時の文化のまちづくり課長は総務委員会の中でこのように答弁されていらっしゃるのですね。

岡部委員 では、再度の確認ということにもなりますけれども、昨年11月総務委員会における国分寺まつりの議論がありましたけれども、市としては、それをそのまま実行委員会に伝えたということでもいいでしょうか。

増田文化と人権課長 そのとおりでございます。

岡部委員 では、もう一つお伺いしますけれども、副市長が言われている、この補助金について、条件をつけることができますと答弁をされているわけですが、その条件については、先ほど樋口副市長は、予算編成に当たって大変微妙な問題だということもおっしゃっていたと思いますけれども、それについて庁内で検討をした上で予算化がされているということを答弁をされていたと思いますけれども、その条件については、どんなふうに伝えられているのでしょうか。条件だけだと、ちょっとまだ、どんな条件かというのは、まだ、その中身ははっきりしないと思うのですが。

樋口副市長 ちょっと誤解があるかもしれませんが、正確にお話ししたほうがいいと思いますが、団体補助金については一括の予算査定になります。これはずっと、幾つか並んでいる団体の補助金について、一括の市長査定をするというのが従来からのやり方です。その中で増減があれば、それは議論をすると。その中で、庁内的には、これは正式な査定の中というよりも、担当と私などの協議の中では、総務委員会での議論が確かにあったねと。ただ、これは補助金の額に変化があるような中身ではないし、議論の経過を実行委員会に伝えることで対応する以外に、当初予算の段階ではないねという確認を担当の間では確認をして、それで補助金の査定を終わって予算計上したという経過があります。

条件については、先ほどお話ししたように、どの団体補助金にも一般的につける条件というのがあるのです。その範囲を超えてはいないです。したがって、個別の団体がどうのこうのとか、総務委員会の議論を踏まえなさいとか、そういう条件は一切つけていない。補助金の手続の規則に基づくものとか、精算を市の指示に従ってやってくださいと、そういう一般的な条件で対応しているということです。

高橋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。（「休憩を」と発言する者あり）

休憩しますか。（「休憩の申し出があったから」と発言する者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 30 分再開

高橋委員長 休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

岡部委員 休憩の前に副市長は、副市長と担当からも、この委員会であったことを伝えただけということをおっしゃっていますが、私はそれは違うと思います。それは、この間の総務委員会でもそうですし、ことしの予算特別委員会でも樋口副市長ははっきりおっしゃっていることなのです。

繰り返しになりますけれども、具体的に、私どもで補助金を決定するときに検討しますということとか、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという、そういう踏み込んだ発言をされていますよね。これは、ただ伝えただけという先ほどの話とは全然違いますよね。

もう一つ、樋口副市長がそのときに言われているのが、「実際の交付決定は当然、新年度予算が認められてからでありますので、条件をつけるとすればそういう中でつけていく」と、条件をつけるということも言われていますし、「ただ、予算を計上するに当たって議決をいただきますから、予算を提案するまでには、この方向性については市の考え方をきちんとまとめるといことはお約束したいと」、市の考え方と、はっきりおっしゃっているのです。（「述べたのは議事録ではないではないですか。正しい表現なの、それ」と発言する者あり）

はっきりね。（「そこは正確に表現したほうがいいよ。読み上げたのは議事録ではないのだから」と発言する者あり）

はっきり、踏み込んだことをおっしゃっているわけですよね。

それと、ことしの予算特別委員会でも、当時の文化のまちづくり課長から、事務局はガイドライン用意していくというような形になっておりますということも、これは事務局がということなので、先ほどの話からいうと、市の職員としてという立場でもあるわけですよね。そういう、はっきりと踏み込んだことをおっしゃっているわけで、これはやはり市の考え方まとめていくということをはっきり認めているというか、はっきり発言をされていますよね。そういう点からいうと、先ほど言われた、ただ伝えているだけというようなことで、答弁をお聞きする中で、そういうふうを受けとめられる中身でしたけれども、はっきり、それは違うのではないですか。市の考え方を持って、これは、このことについて対応していくということだったのではないですか。そうすると、今回の2つの申請について、出店が拒否されたという問題が、市の考え方をまとめ上げた上で、こういう決定につながっているということにもなるのではないのでしょうか。そこははっきり解明しなければいけない問題だと思っていますけれども、その経過についてはですね。基本は、私が今、話しているようなことになるのではないですか。

樋口副市長 総務委員会で答弁したことについては、私も確認をしています。議事録のとおりです。

先ほど申し上げましたように、このときの答弁は、団体補助金のあり方について、そのことをメインに私は答弁したつもりでいます。団体補助金というのは、もともとの原資は市民の税金でありますから、公益性が担保できないところについては、当然、再考しなければならないというスタンスです。この公益性の問題というのは、かなり時代によって変化があるということも事実です。そういうことは念頭にあって、この答弁をいたしました。

ただ、国分寺まつりの実行委員会というのは、事務局との関係もそうですけれども、実行委員会の指示に従って事務局がきちんと動く。それ以外のことは、事務局は余り単独の行動をすると実行委員会に指摘を受けるというようなことが従来からありましたので、実行委員会の自主性・主体性を尊重するという意味から、これは市として積極的な関与というのは当然できないわけで、そういう整理をした上で、正確な情報を事務局経由で実行委員会にお伝えをして、実行委員会というのは毎年設定をされて、国分寺まつりが終わると総括的な反省会もやりますので、その中で、実行委員会みずからが感じたことなども踏まえて、次の実行委員会につなぐというやり方ですので、その一環として、情報提供するというのが一番正しいやり方だろうと考えましたので、そういう対応をいたしました。それ以上のことは、当然、関与しないし、実行委員会に参加することもないし、そういう対応をしてきたということで、これが事実であります。

岡部委員 実行委員会の自主性を尊重するというのは、私ももちろん賛成ですし、当然なことだと思います。問題になり得るのは、今、樋口副市長が再び答弁されましたね。公益上必要がある場合にという前提があって条件をつけていくということを、今、再び言われまされたけれども、では、今回の場合でいうと、公益上の問題というのは、どんなことが生じているということが庁内で話されているか、そこがやはり一番大きな問題になってくると思うのですけれども、そこはどんなふうには話されていますか。

樋口副市長 庁内で、この国分寺まつりに限って公益性の問題を議論した経過は当然ありません。それはなぜかという、補助金等審査会の諮問・答申において、総括的には公益性が認められて、団体補助金の交付決定が行われているというのがこれまでの経過です。したがって、まだ実行委員会が何も対応していない段階で条件をつけて、特定の団体がだめだとか、そういったことを公益性の観点から議論することは適切ではないだろうという判断をいたしましたので、その議論はしておりません。

岡部委員 また決算特別委員会の場でも機会があると思いますので、そちらでまた質疑させていただければと思っていますけれども、どちらにしても、この3団体ですね。2つの申請が、今回、国分寺まつりに参加が認められなかったという件で、私も今回、断られている1つの団体である9条の会からも要請を受けて、お話も伺っているところで、やはり当事者の方々は、政治的意味合いを誘導する、この措置は、到底理解も納得もできないというこ

とを言われていまして、国分寺まつりというのは、思想・信条の違いを問わない、そういう市民が広く参加することができる、そういう開かれた場所であるべきだと私は強く思います。

今回、拒否を受けた9条の会の方は、これまで集まってこられる市民の方の間に、さまざまな意見や考えの違いがあっても、これまでトラブルは1度もなかったということも言われています。そういう点でいって、今回、政治的意味合いを持つと認められるものということで断定がされて、出店が断られているという点でいうと、当事者の会の方々にとっては、トラブルもなかったという点でいうと、何が問題なのかということが問われています。その当事者の方々は、実行委員会の方も、私はやはり事務局としての市の姿勢に非常に問題があると思っていますけれども、実行委員会の方とも懇談の場も持たせていただきたいということもおっしゃっています。それだけ、いずれにしても当事者の方にとっては到底納得いかない問題となっていますし、やはりこの問題は、市が補助金を出している催しという点からいっても、私は問題を含んでいると、大いに含んでいると思っています。その点で、決算特別委員会の場所でも、改めて取り上げさせていただきたいと思っています。

高橋委員長 ほかに。

釜我委員 同じくお祭りの件なのですけれども、私は、こういうことになってしまったということが非常に残念なのです。

以前、議論がありましたときにも申し上げましたけれども、お祭りというものは、確かにみんなで楽しもうねという、お楽しみと交流の場でありますから、その場所が争いの場になったり、対立の場になったりするようなものではないだろうと、私もそれはそうだろうと思うと。しかし、だからといって、政治にかかわり合いがあるから排除しようなんていうことは、それはできませんよ。今や市民の暮らしの中に政治というものは隅々まで入っている。あのときには、たしか障害者の問題で、障害者の相互支援の法律、それについて云々言っただけで、もうそれは政治ではないかということで排除されたら差別になるでしょうということを私は申し上げました。したがって、これは慎重にやらなくてはいいけない。

例えば、障害の問題だけではなくて、環境の問題でもそうですよね。子どもたちにいい空気、きれいな空気を吸わせたいというところから、その中の1つが、やはり原子力発電というのは怖いよねという話になる。それは政治ではないか。あるいは学校、子供たちの教育についても、今の教育委員会制度の改正で、本当に子供たちの教育がよくなるのだろうか、心配な点があるよねと議論したら、それは政治だということになってしまう。だから、政治的な意味合いを持ったから全て排除ということには、絶対にならないと私は思うのです。

では、何でもかんでもやっつけていいかということにはならんだろうということも、私、前回も申し上げたのです。では、そういう場所で、ビラを何千枚と持ってきて、まいていいのかと。署名用紙を何十枚と持ってきて、みんなで署名とっていいのかと、それはやはり違うだろうと。それはお祭りの場という、みんなが集まって、楽しむために集まっている場を、いわゆる直接的な政治活動で利用する場にはないだろう。したがって、やはりこの問題は慎重に検討すべきだと、それも憲法に基づいてしっかりと検討すべきだということを申し上げて、

樋口副市長からも、慎重に対応したいという御答弁があったから、私は、正直言って、まさかこういう結論になるうとは思っていなかったのです。

お祭りは対立の場ではないから、いろいろな団体に参加してもらうにしても、それはもう一切の差別なくやる。ただし、やっていいこといけないことは、やはり市民同士、みんなで一定のルールはつくりましょうと。先ほど言いましたけれども、大量のビラをまくだとか、シュプレヒコール上げるだとか、署名活動するだとか、そういう直接的な、いわゆる政治活動と見えるような、いわゆる政治活動に利用しているのではないかとお祭りに来た人から言われるようなことは、お互いにやめよう。

それから、やはりいろいろな意見の人が出て結構だと思のです。憲法を守ろうという人もいていいし、あるいは変えようねという人がいても私はいいと思のです。ただ、それが先ほども言ったような、直接的な政治活動を行うようなことは、やはりお互いに、そういうことはやめようねというルールを定めることは、私、あってもいいと思のです。

だから、せっかく議論にあった、やはり慎重に扱ってほしいということ、そして慎重に扱いますという御答弁からいけば、私は当然、何年間もやってきたことですから、それを変えるには、やはり1年、あるいは2年、しっかりとした議論を踏まえて、いろいろな市民の皆さん方の御意見を聞いて、そして大きな合意の中で変えられていくべきものだろうと思っていたのです。それが極めて性急に換えられてしまったということで、私は非常に驚きましたし残念なのです。

今度の議会でも、一般質問で片畑議員が非常に的確な御指摘をなさっていますよね。やはり今回の問題というのは、政治的な意味合いを持つという、そのことが行政として具体的に定義されていないのではないかと。政治を理由として線引きをする場合には、具体的な事例等を含めた明確な定義を示した上でなければ、非常に恣意的な市民の排除になることがありますよという、この御指摘は非常に大事なことだと私も思のです。

それらを受けまして、やはり最後に行政としての政治についての定義について、これは政策部長から、現時点でその定義については持ち合わせていませんと、もう少し時間をいただいて、慎重に検討する必要がありますという御答弁でくくられているのですけれども、私はこういうことを考えるにつけ、やはりもっともっと慎重にやってほしかった、市側からの申し出を慎重にやってほしかったと思います。もちろん、戦の場にはしてはいけない。これはしっかりと守っていただきたい。繰り返しますけれども、そういう市民的な一定の合意、一定のルールづくりがやはり必要だろう。それによって解決できる問題だと私は思のです。市民の知恵で。

ですから、ことしの開催も含めて、そういう工夫をする中で、ぜひとも、今年度も含めて、これらの団体には御参加をいただくという一定のルールのもとで、来年度以降においても、ぜひとも、こういう団体も排除することなく参加していただくと。そのための一定のルールづくりを実行委員会としてもお願いをする。ぜひとも、こういう働きかけを、こういう私の発言を実行委員会に伝えていただきたい。市側にも、政策部長の答弁にもあったように、政治というものについての定義づけ等々考え方等も、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、これについての総合的な見解をいただきたいと思います。

樋口副市長 11月の総務委員会の際にも御指摘をいただいた中身だと思います。

実行委員会としても、今までの経過がさまざまあって、かつてはみこしをやっていたのを、途中で中止したり、さまざまな判断が実行委員会の中にはあるのだと思います。きょうの御意見については、事務局を經由して、実行委員会にきちんとお伝えをしたいと思います。

それから、政治的意味合いを持つものの、政治的な言葉の定義については、政策部長が答弁をしたように、庁内でも議論をして、一定の考え方をまとめていく努力はしたいと、このように思います。（「よろしく申し上げます」と発言する者あり）

2014.09.04 : 平成 26 年 第 3 回定例会 (第 4 日) 本文

8 番 (岡部宏章君) それでは、よろしくお願ひします。

(~ 中略 ~)

では、次の質問に移らせていただきます。国分寺まつり等、市民の催しにおける平和団体等への扱いについて質問いたします。

ことしの国分寺まつりについて、国分寺 9 条の会とバイバイ原発の会、それとちょっと待って原発の会、これは一緒に申請をしていますが、この 2 団体、合わせて 2 つの申請ですね。3 つの団体が政治的意味合いを持つと認められるなどとして、出店を拒否されています。

まず言いたいのは、政治にかかわる問題を取り上げる団体に参加すると祭りを楽しめなくなるという趣旨の議論がありますが、私はこれは非常にレベルが低いものだと言わざるを得ないものだと思っております。私は参加するどの団体も政治にかかわる問題を取り上げてもおかしくはないと思っております。市民の暮らしと政治とを切り離すこと自体が、そもそも不可能なものであるわけだからです。さまざまな、政治というのは生活の場面で関係してくるものだと思います。その点いかがでしょうか。

市民生活部長 (水越寿男君) 御存じのとおり、国分寺まつりは、市内の団体等から選出されました方々からなる実行委員会の形式で主催しております。国分寺市としましては、国分寺市商工会、東京むさし農業協同組合の国分寺地区と一緒に後援をしている形です。その事務局として、開催のお手伝いをさせていただいているということでございます。

このたびの実行委員会の判断につきましては、国分寺まつり実行委員会においてなされたものでございますので、この判断を市としては尊重したいと考えております。

8 番 (岡部宏章君) 私はその説明はおかしいと思います。たとえ実行委員会という形式はあるとしても、市が事務局として中心的な役割をこの国分寺まつりにおいて担っているのは明らかなことだと思います。それで実行委員会が決めたこととか、そういうふうに説明をされるとするのは非常に間違っていると私はここで言い切りたいと思います。

その上でお聞きしたいと思いますが、今回、出店を拒否された国分寺 9 条の会の方は、2008 年から毎年出店をされています。しかし、今回、初めて拒否を受けたということになっています。ですが、過去 6 回のうち、一度も混乱や問題などが生じたことはないということです。会場で改憲に賛成か反対かのシール投票を行って、賛成、反対、どちらにもシールが張られ、参加者にテントでコーヒーを飲んでもらって、憲法について、双方からの充実した意見交換が行われてきたということを伺っています。これは改憲には賛成という方であっても、お互い話し合おうではないかということで、じっくりテントで座りながら話をしたこともあるということ伺っています。

あと、バイバイ原発の会や、ちょっと待ってよ原発の会の方からも、会についても、原発について考える企画を行って、この間、特に混乱などは生じていないですし、子供を含めて、

みんなで考え、意見を言い合える場所になっていると伺っています。私はこれこそが本来ある文化の姿であると思うし、異なる意見もあるということをお互いに認め合う場となっているものだと考えます。開催の主旨にもある、市民が文化、歴史、福祉を考え、ふるさとづくりの基盤である触れ合いを大切に、互いに手を結び助け合う祭典とすることに十分寄与していると私は思います。

問題は逆に、政治にかかわるテーマを扱う団体に対して、祭りへの参加を拒否することは、市民の間にいたずらに対立や差別、偏見を持ち込むものだとということにあると考えています。当事者の2団体が、2つの申請ですね。3団体が排除されたということにとどまらず、全ての市民に対して、自由を討議する場を奪うものではないでしょうか。国分寺市みずからが制定した自治基本条例にある参加と協働にも反するものだと考えます。

今回行われた出店拒否という措置は、国分寺市という自治体みずからが、本来あるべき姿であるはずの市民に対する公平・中立の立場を投げ捨てて、偏見に満ちた目で一方的に政治的意味合いを持つとレッテルを張るもので、何の根拠にも基づいていない、憲法にさえ反する不当なものであると言わなければなりません。このような国分寺市の行動こそが政治的な意図を持っていると批判されるものだと思います。

新聞の1面トップで掲載されるなど、大きく報道されたこともあり、一体こんなことが国分寺市で行われているのかという抗議の声が相次いでいると聞いています。担当課にも多くの電話が寄せられていると聞いていますが、そのことについて、どのように捉えられていますでしょうか。

市民生活部長（水越寿男君） 御意見については、新聞報道があった以来、さまざまな方からいろいろな御意見をいただいております。意見は1つではございませんで、賛否両論の意見が寄せられているということでございます。

8番（岡部宏章君） 賛否両論の意見が出されているということであっても、やはり全ての方が、これは適正なやり方ではないと考えていることも事実なわけです。（253ページに訂正発言あり）

国分寺まつりは、歴史をさかのぼると、元市長の時代に、市内の一部の団体の企画によって、自主的な祭りとして始められました。しかし、その後、参加団体の垣根を取り払って、市からの補助金を受けるようになったという経過があります。当然、思想・信条の区別なく参加できて楽しめる祭りとして定着をしてきたはずですが、これこそが公益性を有する祭りが備える要件のほうではないでしょうか。それを一部の団体を排除することで、逆にこの公益性をみずから否定し、正当性のないものにしてしまっていないでしょうか。補助金の支出によって祭りを後援してきたという市みずからの立場をも否定することになっていることも、あわせて指摘したいと思います。

さらに言えば、これらの2団体は、昨年までは出店を許可され、参加をしてきたわけです。一方で、祭りの趣旨は変わってはいません。今回の出店拒否という措置は、国全体で大きな政治的テーマになっている問題である立場を市民の目に触れさせまいとする狙いで行われ

ている不当な圧力だと指摘しなければなりません。

先ほど言いましたように、今回、出店が許可されなかった団体、賛否両論ある問題でも、どちらの意見も聞きながら議論をしてきたということが実態の経過だと思います。しかし、この参加自体させないということは、やはりこういう問題を触れさせまいという狙いが含まれていると言わなければなりません。今回の措置のもとになっている要綱への追加変更をもとに戻すとともに、出店拒否を直ちに撤回をして、例年どおり、これらの団体も参加を認めるように、強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

市民生活部長（水越寿男君） その判断の撤回等については、実行委員会での判断でございますので、この場でのどうするというような御回答はできないということでございます。

8番（岡部宏章君） 実行委員会が最終的には決めるということであっても、市が事務局として中心的な役割担っているというのは間違いなことですので、こういう問題が提起されているということを実行委員会にも伝えて、再度、検討をしていただくように、実行委員会にも投げかけていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

市民生活部長（水越寿男君） 事務局としては、庶務的なことですか雑用的なことを中心にやっております。いただいた御意見については、今までの新聞報道以来、寄せられた意見等についてもお伝えしておりますので、同様の扱いにさせていただきたいと思います。

8番（岡部宏章君） 私が今、このように問題提起をして、これは問題があるのだということで、実行委員会に伝えてほしいということを今申し上げているのに、それ自体していただけないというのは、非常に残念だと思います。

議長（新海栄一君） 伝えると言いましたよ。

8番（岡部宏章君） 済みません。ぜひ。それは問題になっていることについて、きちんと実行委員会に伝えて、再度検討をしていただく必要があると思います。

（～中略～）

8番（岡部宏章君） 先ほどの国分寺まつりについての質問の中で、全ての方が出店拒否、適切でないとしていると思いますという発言をしましたが、その点、訂正を、議長に取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（新海栄一君） わかりました。了解しました。

14 番(片畑智子君) 何もしなかったわけではなくて、そういう意味での難しさも含めて御理解いただいているという現状については、私もわかりましたが、繰り返しになりますけれども、確かに数値目標、成果指標の設定は難しいのですけれども、だからといって、何も設定しないままでは、今回みたいに本当に進んでいるのか、進んでいないのかという評価自体もできない。あるいは、では、進めるためには、どうしたらいいのかという提案自体もできないという事態になりかねないし、現在なっているわけですので、そのところは大きな反省材料として、やはり進めていくためには、どうすればいいのかということも、あわせて、ぜひ御検討いただきたいと。当然、行政内部でも御検討いただきたいと思いますし、市民にも投げかけていただきたいと思います。

次に、市民参加と協働を進めるに当たって、政治との関係について、お伺いいたします。

今回、市と実行委員会との共同事業である国分寺まつりにおいて、政治的な意味合いを持つという理由で、ある団体に対して出店を認めることができないという判断がなされました。出店募集要項にも同じ文言が載っておりますが、この政治的な意味合いを持つという具体的な定義がどこにも書かれておりません。例えば、教育基本法第 14 条では、政治的教養は尊重しなければならないが、政治的な活動はしてはならないとあります。また、国家公務員法第 102 条では、一般職の国家公務員に対して政治的行為の制限を定めており、人事院規則に政治的目的と政治的行為が定義されていますが、政治的目的をもってなされる行為であっても、政治的行為に含まれない限り、法第 102 条第 1 項の規定に違反するものではないとあります。さらに、特定非営利活動促進法第 2 条には、特定非営利活動法人の定義の 1 つとして、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」とあり、逆に言えば、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」であったとしても、それを従たる目的で行うことは可能となっています。また、政治上の主義と政治上の施策との区別がなされており、政治によって実現しようとする、例えば、環境保全対策や高齢者対策などの具体的な方策である政治上の施策に対して、賛成、あるいは反対する活動については禁止されていません。さらにつけ加えますと、政治資金規正法第 3 条には、政治団体の定義がなされております。このように、政治を定義する際には、特に慎重な配慮が必要とされます。なぜならば、政治に関心を持ち政治に参加するということは、民主主義、あるいは市民自治の根幹であり、逆に言うと、あらゆることが政治につながっているとも言えるからです。だからこそ、政治を理由として線引きをする場合には、具体的な事例等を含めた明確な定義を示した上で行わなければ、非常に恣意的な市民の排除になってしまうおそれがあります。そこでお伺いいたしますが、国分寺まつりの出店に関して、政治的な意味合いを持つという言葉についての明確な定義が定められないままに団体の参加を制限したという判断に対して、事務局として、市はどのような見解、あるいは反省の念を持っているのか、お答えください。

市民生活部長（水越寿男君） 御存じのとおり、国分寺まつりは、市内の団体等から選出された方々からなる実行委員会が主催しております。国分寺市としては、国分寺市商工会、東京むさし農業協同組回国分寺地区と一緒に後援するとともに、事務局として開催のお手伝いをさせていただいているということでございます。

このたびの判断につきましては、国分寺まつり実行委員会になされたものでございますので、この判断を、市としては尊重したいと考えております。

14番（片畑智子君） この個別事例に関して、事務局である市の立場としての御見解は、今のとおりだということです。ただ一方では、私は大きく自治基本条例の市民の参加と協働、そして市民自治を進めていくという質問の中で、政治という文言の定義についての御質問をさせていただいております。

今、市では、条例、規則、要綱、さまざまな規定を設けておりますが、この政治という言葉に対する定義というのは、しっかりと定義されているかどうか、この現状について、お伺いいたします。

議長（新海栄一君） これは誰ですか。

政策部長（内藤達也君） 先ほど御紹介のありました国家公務員法、それから特定非営利活動促進法、政治資金規正法、これらの法律につきましては、違反した場合の罰則規定が存在する、あるいは法人に対する行政手続の処分があるというようなことから、設定、定義を規定していると考えています。その他の例規、私どもの例規では、名義後援や広告掲載の基準などでは使用しておりますが、これらは権利を制限するものではない、公権力の行使に当たらないというような判断をしておりますので、審査基準等を定めていないというふうに私は理解をしているところです。

14番（片畑智子君） だから、そこを問題ではないかと言っているのです。

要するに、では市が認めた。名義後援なり何なりを認めた。そのことに対して、政治という文言があるからこそ、適切なのか、適切ではないのかという、後からそういう指摘があった場合には、答えられるのですか。

政策部長（内藤達也君） それぞれの事案において、求められるものが異なると思いますので、後からと言われましても、シロかクロかという話では私はないと思いますので、先ほどの答弁の繰り返しということで御理解いただければと思います。

14番（片畑智子君） だから、それが混乱のもとになっているわけですよ。私は自分自身で経験があるわけです。ある行政から補助金の審査を受けました。適正だと認められた。けれども、後から、それは妥当な判断なのかどうかという疑念を持たれたときに、行政は明確な定義、線引きを持たなかったから答えられなかったわけです。結果としては、問題

ないということになったわけですが、非常に私は混乱しましたし、傷つきました。やはりそういう事例が全国にもあるわけです。そういう意味では、その、少なくとも文言に対して、しっかりと定義を持たなければ、先ほども言いましたように、政治はあらゆることにつながっているわけですから、全部が全部かかっているとも言えますし、かかっていないとも言える。そういう曖昧な文言であるから、今回、こういう形での御質問をしているわけです。そのところはいかがお考えでしょうか。

政策部長（内藤達也君） 条例では、国分寺市の政治倫理条例が一定該当すると思えますけれども、今のお話のように、市民活動が主体となっているところについて、そこに明確な定義というものは、恐らく全国的にもそんなに多くはないと思います。ですから、国分寺市だけが、そこを定義していないということではなくて、やはり市民活動というのは、さまざまな視点から行われるものですし、そういうような……。そういうようなというのは、政治も含めて、さまざまな活動範囲があると思っておりますので、そこをどのように定義するかというのは、当然ですけれども、現時点では、なかなか規定していくのは難しいだろうなと思っております。

14番（片畑智子君） 先ほどちょっと私なりに整理したつもりなのですが、今回、個別事例として挙げたことに関して、事務局である市としての見解はわかりましたということで、一旦、私としては整理しまして、それとは別に、行政の要綱なり何なり、規定に書かれてある政治という文言に関する整理なり定義づけが必要ではないかという質問をしているつもりですので、ちょっとそこは切り離して、行政の立場としての文言整理、そのことについての、改めて御答弁をお願いいたします。

政策部長（内藤達也君） 行政としてということですが、これまでの答弁のように、国分寺市として、これを、政治という表現を、どのように規定していくかというのは、非常に重い内容になってくると思います。恐らくは、基礎的自治体の中で、それをしっかり規定していくところは難しいかと思えます。調べた中では、政令指定都市の中では何市か持っていますけれども、やはり市民活動に直結する部分、あるいは市民活動だけではなくて、我々が生活する中でも直結する課題だと思っておりますので、これは丁寧に考えなくてはいけないということになります。ですから、今の御質疑の中で、一定の御意見をいただいたわけですから、私ども受けとめてはおりますけれども、これを、では、どのように、いつまでに定義をしていこうかというようなことについては、現時点では持ち合わせておりませんし、もう少しお時間をいただいて、慎重に検討する必要はあるかと思えます。

14番（片畑智子君） それが現段階での国分寺市の御見解だということで理解いたしました。

それで、結局、曖昧。どうとでもとれる曖昧な文言による混乱が生じるということは、やはり改めて問題意識として持っていただきまして、そのことで自治基本条例に定められてお

ります、自治基本条例の理念を進めるに当たって非常に大事な市民の参加と協働の推進が阻害される要因にならないように十二分な配慮をしていただきたいということが今回の私の質問の趣旨で、何も明確に定義づけて線引きしろということではありませんので、そのところは誤解を生じないように御理解いただきたいと思います。

多くの市民参加のもと制定されました自治基本条例において、私たち市民は、市民自治の確立を大きな目的として掲げました。この市民とは、老若男女及び国籍は問わず、それゆえに多様な価値観を持っています。まさに今月から施行された子どもいじめ虐待防止条例では、前文として書かれてあった、「他者のよいところを認め」という文言が「他者との違いを認め」に変更されました。子供たちに求めているこの文言の意味を、私たち大人もしっかりとかみしめることが大事であるということを申し上げて、次の質問に移ります。

2014.03.14 : 平成 26 年 予算特別委員会 (第 5 日) 本文

楠井委員 国分寺まつりに要する経費のところでお伺いいたします。

前回、昨年ですね。木村委員長も私も出席をさせていただいたのですが、出展者の中に政治的なPRをされた団体があって、そういったことが、やはりお祭りの場でやられてしまうと、さまざまな団体が、また、俺たちも俺たちもというふうに入ってきたら收拾がつかなくなると思うので、その辺の整理というのは一体どうなっているか、現状を御説明ください。

増田文化のまちづくり課長 先日、第3回の国分寺まつり実行委員会を開催いたしました。第30回国分寺まつりの総括を行いました。その中で事務局から実行委員会に対して、そのような御意見があったということをお伝えをしました。その中で検討していただく中で、やはり国分寺まつりというのは、皆さんが楽しく楽しめるお祭りとしたほうがいいという形で御意見をいただきましたので、出展団体に関しましては、国分寺まつり出展に関するガイドラインのようなものを、まずは事務局で用意をしてお示しするというような形でいたしまして、第30回国分寺まつり実行委員会から第31回の、来年度になりますけれども、実行委員会へ申し送り事項という形でまとめてございます。第30回の実行委員会は、その段で閉じまして、次回、次年度、第31回国分寺まつり実行委員会のほうに、こういう形での申し送り事項がありましたと。それと同時に、事務局がガイドラインを用意をしていくというような形になっております。

楠井委員 市民全体が楽しめるというお祭りの趣旨を大切にさせていただいて、そういった方向でやっていただけたらと思います。

2014.03.17 : 平成 26 年 予算特別委員会 (第 6 日) 本文

幸野委員 これは、多分、先週金曜日の最後の質問だったと思うのですが、国分寺まつりの問題で楠井委員から指摘があったと思うのですが、その答弁についてちょっと気になったのでお伺いします。政治的な団体が出店していることについてのガイドラインを事務局として作成して、それを実行委員会に提出すると、こういう答弁でよろしかったでしょうか。

増田文化のまちづくり課長 そのとおりでございます。国分寺まつりの出店者にふさわしい団体という形で答弁を差し上げたと思います。

幸野委員 これまで国分寺まつりでは、いわゆるそういう政治的なメッセージを発している団体が出店されたことは事実だと思うのです。それはこれまでの歴史が国分寺市民まつりの歴史として積み上げられてきたということだと思うのです。確かにこのことについて、いろいろな意見が私はあるのだろうと率直に思っております。私などは、むしろ逆に、お祭りだから政治的なことは一切なしにということのほうが、今の日本の状況、あるいは政治参加だとか、あるいは関心とかも含めて、むしろ日本としてはおくらせているのではないのかな

と思っている立場です。そういう場において、そういうことも含めて、さまざまな立場でさまざまなことを、それは反社会的なことだとか、あるいは行き過ぎたことは、当然、自制されるべき問題だし、そのこと自体を整理していくことは大事なことだと思っているのですが、しかし、いろいろな立場の方がいろいろなことを和気あいあいとお話できる、そういう状況はあってしかるべきだと思っているのです。

そのこと自体は、いろいろな意見があることは悪いことではないと思っているのですが、そのことを指摘を受けて、国分寺市がガイドラインを一定つくって示すというのは、ちょっと私は行き過ぎているのではないかなと。市民まつり実行委員会の中で、いろいろな意見を含めてつくり上げてきた経過もあるわけですから、その方々に委ねてやはり議論を積み上げていくということが大事なのではないかなと。こういう議会の場とか、あるいは政治の場においてそういうことがあったということで、事務局としてその立場に立ったガイドラインを示していくというのは、市民まつりのあり方からしてもちょっと違うのではないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

増田文化のまちづくり課長 いろいろな御意見があるとは思いますが、お祭りが終わった後の第3回実行委員会でそういう話をした中で、事務局でガイドラインの案、たたき台のようなものを示してほしいということで、それをお約束しておりますので、そこについては、たたき台のようなガイドラインをお示しして、実行委員会の中で決めていただくということになると思います。

幸野委員 そういたしますと、ぜひ事務局においては、これまでの経過も含めてガイドラインが著しくこれまでと違う運用になるような形の案だけは避けていただきたいと思えますし、そういう意味では、さまざまな団体から事務局も意見を聞いて、作成をしていただきたいと率直に思っております。独自で、ある意味、画一的な考え方を示すことだけは避けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

増田文化のまちづくり課長 ガイドラインにつきましては、名義後援等をしております。そういう中から名義後援等の条件もございますので、それらのものからピックアップしたような形で幾つかの基準を示していきたいと思っております。実行委員を含めまして団体ともお話をするような形態をとりたいと思います。

2013.11.12 : 平成 25 年 総務委員会 本文

楠井委員 時間も時間なので端的に。この前、私は、国分寺まつり実行委員で参加させてもらって、たしか去年の国分寺まつりの後にも同様の指摘があったと思うのですが、非常に、政治的主張の団体が何点か散見された。去年の議会でもなぜ議論したかちょっと覚えていないのですが、結構、議論になった記憶はあるのです。やはりああいうことを許してしまうと、反対側というか、何かまた別の政治的な思惑を持った団体の出店を断る理由もなくなると思うので、それは市民まつりとしての性格とは甚だしくかけ離れるものになると思うので、ぜひともお断りするというか、御遠慮いただくような方策というものを考えていただきたいのですが、実行委員会に対する提言なりということをやちょっと御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

増田文化のまちづくり課長 委員が御指摘のように、昨年この閉会中の委員会で、国分寺まつりで事故があったことで報告したときに、そういう御意見いただきました。事務局としてパンフレットの表示を検討すること、あわせて参加団体等について実行委員会の中でまた検討して御協議いただくことについて、お話もいたしました。パンフレットにつきましては、実行委員会で御協議いただき、表示の内容について変更を行いました。出店する団体、参加する団体については、今まで実行委員会では協議に至りませんでした。ですので、御存じのように、実行委員会は毎年度ごとによって変わっていきますので、反省会のときに提言をしまして、次年度の申し送り事項としたいと思っております。

楠井委員 中には禁止事項である署名活動をされていた団体もありましたので、ぜひとも、国分寺まつりは国分寺まつりらしくあっていただきたいと思っておりますし、そこはやはり政治的な主張する場では絶対ないので、ぜひともそちらはよろしく願います。

木村委員 パンフレットのことをおっしゃっていましたが、事はそんな簡単な話ではないでしょう。それはそれで去年問題になりました。殊さら強調されて載せていたということで、それを小さくしたらブースを設けるのは構わないという話ではないと思っておりますよ。私の知人で憲法第96条を考える会としてブースを設けたいと、ああいうブースなのだからいいよねと、そういう問い合わせを受けました。オーケーですね。

増田文化のまちづくり課長 現在は参加する団体等については、実行委員会が認めるものとなっております。ただし、認めるものの判断基準というのが明確なものがございませんので、先ほども申し上げましたように今年度の第3回目の実行委員会でこういう御意見が議会からあったと、それを事務局から実行委員会へ懸案課題と考えてお伝えして、次年度の実行委員会ができたときにそれを申し送り事項としまして、次年度の実行委員会の中でお祭りに参加する団体についての御協議をいただきたいと考えます。

木村委員　　そうですか。では、それは結論ですか。そういう御希望の声をいただいたので今、申し上げただけの話ですから、いずれ結論はお聞きしましょう。でも、普通に考えたらこれだけ政治的な主義主張を述べる方々がブースを設けているのだから、間違いなく今の基準でいえばノーとはならないはずだ。

もとより、市の立場としての問題は、これは市の主催行事ではないということなのです。多分、文化のまちづくり課長の立場でいえば今の答弁が限界なのだよ。ただ、そうであれば市の立場で主体的に何がどう判断できるかといったら、補助金なのです。こういった特定の政治思想に基づくブースを出店することを認めている実行委員会形式の行事に対して、今でいうと年間500万円からの市民の税金を補助金という名目で、こういう特定の政治思想を帯びたブースを設けているイベントに対して投入している実態があるわけです。

私は、こういう実態が継続をするのではあるならば、補助金の支出はやめるべきだ、ゼロにするべきだと思う。そうでなければこれはおかしいよ。実行委員会を称している一民間団体が、東京都と折衝をして都立公園たる武蔵国分寺公園をかりて、勝手に自分たちの財源によって勝手にお祭りを開くのは、それは国分寺市とすればあずかり知らぬ話ですよ。お金も自分たち、場所も東京都と折衝して自分たちで了解を得て勝手に開いたと、だったらそれは構わない話ではないですか。そういうお祭りの場において、どんな政治パフォーマンスやろうがそれは勝手ですよ。

ただ、国分寺市が一応名目は後援になっていますよね。後援は市、その後援名義だけではなく実態を伴うものとして500万円からの非常に巨額の補助金を出しているというイベントにかかわって、特定の思想に基づくような主義主張を述べるブース、ましてや今、楠井委員のお話ですと署名活動までしていたという話ではないですか。署名活動なんていうのは政治行為の何ものでもありませんよ。もしこういう現状が続くのであるならば、来年は補助金ゼロという確認でよろしいですか。今、私の手元には国分寺まつりのパンフレットがありますけれども、さよなら原発、バイバイ原発、ちょっと待って原発の会。明らかに特定の方向に向いていますよ。原発がいい悪いというのは、それぞれ市民、国民の中で判断はあるでしょう。でも、ブースを設けているのは間違いなく特定の思想に偏った、原子力発電というのは政治的判断、政治的な問題というのが非常に色濃く帯びているテーマですよ。それを国分寺まつりのという場において、原発反対という考え方に偏ってこれだけのブースが名を連ねているということは、明らかに補助金支出の対象としてはふさわしくありませんよ。だから、先ほどから言っているように、勝手にやるのは、それはどうぞ御自由にということですよ。自治体として500万円からの市民の税金を投入するやり方ではない。いかがですか。

増田文化のまちづくり課長　　今、ここで即答というのは非常に難しいのは事実です。国分寺まつり実行委員会もごさいますので、そこの協議で検討していきたいと。

木村委員　　実行委員会との協議云々なんてそんな話聞いていませんよ。市の意思を聞いているのですよ。開くのは実行委員会の判断なのだから、実行委員会の判断でどうぞおやりくださいと。ただ、その判断によってやる内容が、国分寺市として、公として補助金を支給

する支出するにふさわしくない内容であれば、当然それは補助金ゼロでしょうと。こういった特定の政治的な考えに基づいたブースが名を連ねるようなお祭りというのは補助金支出の対象としてふさわしくないのではないのかと。そういうことに基づけば来年は補助金なしということでもよろしいですねという質問を私はしました。

樋口副市長 御指摘の補助金については、地方自治法の大前提があります。公益上必要がある場合という前提があります。したがって、補助金の規則では、補助金の交付に当たっての条件をつけることができます。そのことを具体的に私どもで補助金を決定するときに検討します。したがって、御指摘の趣旨に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するという事で御理解いただきたいと思います。

木村委員 そうすると、今はもう11月で、時期的には平成26年度予算の予算編成の真ただ中でしょう。そしたら、それは早々に結論が出るということかな。3月ということですか。

樋口副市長 当然、26年度予算の補助金については、あらかじめ申請をもらうということですから、それをもって予算に計上します。実際の交付決定は当然、新年度予算が認められてからでありますので、条件をつけるとすればそういう中でつけていくと。ただ、予算を計上するに当たって議決をいただきますから、予算を提案するまでには、この方向性については市の考え方をきちんとまとめるということはお約束したいとこのように思います。

木村委員 この話は原発だけではないよね。例えば、憲法第9条にかかわってのブースもあります。私も見ましたけれども、ここにも記載がある。そういったいわゆる一連の政治色を帯びているものですよ。では、結果としては、今の副市長の御答弁の中身をお待ちしたいと思いますけれども、ただ、結論で申し上げれば、原発にしても憲法第9条にしても、それぞれさまざまな政治的テーマにおける政治的な主義主張というのはいろいろそれぞれあると思います。

ただ、これは私の感想です。あの国分寺まつりという場は市民や恐らく中には市外からもお見えになって、文字通り、行事の名前のとおりお祭りですよ、楽しむために来ている。政治的主義主張を御披露するのは別なところでやっていただきたい。やはり文化的な要素で完結をしていただいて楽しむための、それは政治色が出て、その政治的な主張が出れば、当然そこに相反する考え方を持っている方というのは世の中には絶対いるわけですから、そこで対立行動というのを生むわけですよ。そこはお祭りである以上は、文化的要素に全てをとどめ、楽しむ場として完結をすると。それがお祭りの大原則だと私は思いますよ。いろいろ政治的な意味合いで御主張はあると思いますけれども、それはまた別な場を設けてくださいと。

それを踏まえて、500万円からの補助金をゼロにしたら、現実に開催自体厳しいと私は思いますよ。ゼロにしたら開催できないと思いますよ。結論的にはそうはしたくない。そのためにも、やはりそういったところは無色透明な形で運営していただけるように、ただ、補

助金支出というのは実行委員会にはない市が一手に持っている権限ですから、そこはそこでしっかりその権限を活用していただいた上で、そういう形ではないと補助金支出はできませんよと、適切に文化的要素オンリーでぜひやっていただきたいという意思表示を重ねて実行委員会では主張していただいて、そういう形でぜひやっていただきたいと思います。結論についてはまた後日の結論をまちたいと思います。

高橋委員長 ほかに質疑ございますか。

釜我委員 副市長から一定の整理をする答弁がありました。木村委員の言われている、お祭りだからお互いにいろいろな意見があろうけれども、そんなものをどんぱちとお祭りの場でもやってしようがないだろうという意味合いについては私もそのことは同感です。

ただ、少し行政としてその樋口副市長が言われた取り組みをされるに当たって気をつけてもらいたいことがあるのです。それは、今こういう時代ですから、いろいろな市民の皆さん方がアピールされることが政治と無関係ということは非常に少ないのですよね。したがって、政治にいささかでもかかわっているからだめだよというようなことにはぜひならないようにしてもらいたい。

例えば、障害者の皆さん方がブースを出している、今、法改正が障害者にとってこれは苦しむような法改正なのですよと、そういう側面があるのですよということを訴えるビラが置いてあった。あなたたちは出店したらだめだよと言い切れるのかということもあるわけです。それも見ようによっては法律ですから政治なのです。だから、私は、総論としては木村委員の言われることはよくわかるし、そうだと思いますが、行政としてそれをルール化する時には相当な配慮をしないと、大きな差別を生んだりすることもありますから、その点についてはやはり行政としてよってたつ憲法、法律に基づいて適正な判断をされるようお願いをしておきます。よろしいですね。

樋口副市長 私が先ほど答弁したのは、地方自治法の解釈上で公益上必要がある場合は補助ができるという法解釈の前提がありますので、これに沿った判断をしていきたい。このためには行政内部だけの判断ではなくて、しかるべきところには見解を求めたりということも一定の手続はあるというふうに判断をしております。そのように慎重に進めたいと思います。

木村委員 毎年国分寺まつりは見させていただいていますが、ことしは顕著というか、こういう言い方をするとあれだけど、ひどいかなと思っていたのは、政治的な主義主張を全面に押し出すブースが際立っていましたよね。これはどこまで認めているのですか。全く制限がなしなのか、制限なしということであれば、別にことしのものは問題ないということなのだろうけれども、であれば今後はそういったこともどんどん入ってきますよ。そのうち模擬店などはなくなってしまいますよ。政治的な主義主張をアピールするには、こういうのは格好の場だから、人は大量に集まってくるわけだから。

私はこういう市の主催ではないにせよ、市も協賛して今でいうと500万円近い補助金、公のお金を出しているわけですよ。それはたとえどういふ政治的な主義主張であれ、そういうところに利用させるようなことが、私はあるべきではないと思っていますよ。ことしは数カ所にそういうブースが散らばっていましたよね。

このプログラムなどを見ても、そういうのがイベントという欄だからしょうがないのかもしれないけど、さよなら原発とか、非核平和都市をすすめる会だとか、しかもこれは非核平和都市をすすめる会なんていうのは、ほかはコーナー名なのだけれども、ここだけ会の名前になっているのですよね、組織の名前。これだって極めて違和感があるし、不適切ですよ。もしこれだけ政治的な主義主張を、例えば原発なんていうのは、やはり反対の人が比較的多いのもかもしれないけど、一方では、国論を二分していますよ。日本経団連を初めとして、なくしてもらっては困るという勢力だって結構ありますよね。

こういう特定の、どういふ趣旨にせよ、政治的なアピールを目的としたブースというのは、市が多額の公金を出している以上、私は制限をかけるべき、理想で言えばなくすべきだと思いますよ。これはどう市として認識をされているのでしょうか。

増田文化のまちづくり課長 それにつきまして、基本、ステージ、イベント、パレードにつきましては出店とは別に申し込みを受け付けておりまして、市報等の募集記事にも、一応、内容により参加の適否を事務局で審査はさせていただいております。ですが、余り応募者が多くないようであれば抽せん等、審査等も現在はしていないのは事実でございます。出店者、140店舗のお店につきましても、ステージ、パレード、イベント等につきましても、そういう御意見があったという形で実行委員会に持ち帰り、また、パンフレットの表記につきましては広報宣伝部会となりますので、そちらに持ち帰らせていただいて、また反省会で検討させていただきたいと思っております。

木村委員 そこはある程度、実行委員会の事務局は市でやっているわけでしょう。実行委員会自体は単年度制というか、あれは結構、かなりの割合で毎年メンバー変わっているのですよね。ことしはことしで反省会が今のお話だとあるようだけれども、ことしはもう終わってしまったからね。

来年に関しては、いわゆる来年の実行委員会に伝えていただく必要が、事務局としては、

市の責任であると思いますよ。その上でどう判断するかは、またその結果というのは来年の国分寺まつりで出るでしょうから、それは待ちたいとは思いますが、やはりそこは煮詰めた議論というものをしておく必要があるだろうし、市の立場としても、単に事務局ということにとどまることなく、いわゆる実行委員会は補助団体なわけだから、補助している立場として一定の考え方を、私は持つべきだと思いますよ。市長がいないからあんまり言わないけれども、ちなみに模擬店のスペースにだって、そういう政治的アピールの団体がまじってましたよね。今のイベント系のブースのエリアではなくて、今、課長がおっしゃったね。

そういうところだって問題なのですよと私は思っています。そこはしっかり市の考え方も持った上で、的確に補助金を出している立場として、実行委員会に言うべきことは言っていたが必要はあるし、その上で実行委員会がさらに議論を積み重ねていただければいいと思いますので、そのことだけお願いします。

増田文化のまちづくり課長 委員のおっしゃるとおり、国分寺まつり実行委員会は単年度制をとっておりますが、次年度の実行委員会が立ち上がったときにそれぞれの立場で、前年度のものを引き継ぐと同時にそれぞれ考えを示していきたいと考えております。

幸野委員 この国分寺まつりの問題については実行委員会制をとっているということで、そこに対してどうすべきだということを私は余り直に言いたくないところはあるのですが、今、木村委員の指摘というのは一つの考え方だというふうに思うのだけれども、ただ一方で、どこまでが例えば政治的なメッセージなのかどうなのかということについて規制するのかというのは、すごく難しい問題もあると思うのですよ。

一方で、規制するということになったときに、何がだめでどうなのかということとかという議論もあるし、私はアメリカの今、大統領選挙も行われていて、政治活動とか選挙活動とかというものは本当に考えなければならないというふうに常に思うのですけれども、日本の場合において、そのことというものが極めてべからず選挙だとか何だとか、政治的なものについてなかなかメッセージを出さないとかというふうな、日本の風潮もあるというふうに思うのですよ。そのことが強いというふうに世界的に見れば言われているという状況の中では、どういうふうに考えるのかということでは、やはり政治的なメッセージ、あるいは主張というものを抑制するよりは、時と場合によるということは、祭りというものにどういうふうに考えるのか。

祭りだからありなのか、なしなのかという議論もあるのだろうというふうに思うので、その辺については木村委員の意見は一方であることは承知しているし、別にそのことを否定するつもりは全くないのだけれども、しかし、さまざまな考え方があるということも実行委員会の中にはぜひ伝えていただきたい。実行委員会の中できちんと議論した上で、国分寺まつりがどうあるべきなのかということもぜひけんけんがくがくとまではいなくても議論して、実りあるものにしていただきたいということを要請しておきたいと思います。（「私も関連して」と発言する者あり）

釜我委員 木村委員の御意見は御意見として拝聴しますが、例えば、原発という例を出されたけれども、私もこの間、原発集会に何度か出て、本当に政治とは何のかかわりもないという立場の方がたくさんお見えになっていて、ただ、放射能の危険におびえなくていい、この赤ちゃんに放射能を飲ませたくないという気持ちだけで参加している方というのが本当にふえていたので驚いたのです。乳母車を引いてきている方もいたし、原発というのが単なる政治的な課題だけでは今やなくなって、目の前に起きた事故によって、やはり自分の命を守るといこと、自分の子どもの命を守るといことが、この原発に依存しない社会をつくるといことの具体的アクションにつながっているという面がすごくあるのですよね。そういうことを考えると、反原発といことを名乗ったからお祭りにブースを出してはいけないよと果たしてそれほど単純に言い切れるのか。市民の本当に切実な願いとい面としての声としてもやはりあるといことも事実だと思ふのですよね。

今、御指摘のようにしてしまふと反原発、これはだめですと。しかし一方では、東京電力がブースを出して、事故に反省して、これからは安全な原発を促進しますといブースだけあるみたいなことになっても、これまた困るし、かといつて私はあからさまな政治活動、政治目的、あるいは宗教団体の目的等々があつてもこれはやはりいけないと思ふのです。それはおのずと常識、良識といいますか、そこらで線引きされるべきだろうといふうに思ふます。

ただ、原発といことに限つて言えば、今、単純に反原発と言つたからブースから締め出すといほど、単純な政治課題ではない、もつと国民の命そのものにかかわる課題に今やなつていのではないかといこともやはり一考すべきではなからうかといのが、私の意見なのです。といことも含めまして御答弁をいただけますか。

加藤市民生活部長兼男女平等人権課長 先ほど課長から答弁がありましたように、国分寺まつりの参加の条件としては、皆さんにお知らせしていのは市内在住、在勤、在学する方が構成員になつてい団体で、実行委員会が適当と認めた団体といくくりになつておりますので、その辺の実行委員会が認めた団体といことについていろいろきょう御議論いただきましたのを受けとめさせていただいて、実行委員会の中で一定の議論をしたいと思つております。きょうのところはこつうレベルの答弁とい形にさせていただきたいと思ふます。（「よく検討してください」と発言する者あり）